



山梨県民信用組合

皆様のベストパートナーをめざして



山梨県民信用組合

2021
ディスクロージャー





CONTENTS

■ ごあいさつ	2
■ 事業の概況	3
■ 地域社会への取組み	5
■ 当組合の体制	11
■ 営業地区、店舗・ATM一覧	17
■ 資料編	19
■ 用語の解説	37
■ 各種お問い合わせ先	37
■ 索引	38

当組合の概要 (令和3年3月31日現在)

◇ 設立	昭和28年4月
◇ 本部	甲府市相生一丁目2番34号 TEL (055) 228-5151
◇ 本店営業部	甲府市相生一丁目2番34号 TEL (055) 220-7800
◇ 店舗数	36店舗
◇ 組合員数	112,074人
◇ 出資金	35,316百万円
◇ 預金	395,678百万円
◇ 貸出金	199,962百万円
◇ 常勤役職員数	321人
□ ホームページ・アドレス	https://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp

ごあいさつ



皆様には、平素より山梨県民信用組合に対しまして、格別なご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

ここに、私ども山梨県民信用組合の現況をよりご理解いただくために、令和2年度決算期（令和3年3月期）における事業内容を収めた『2021ディスクロージャー』誌を作成いたしましたので、ご高覧を賜りたいと存じます。

当組合の主たる営業地域である山梨県内の経済情勢は、新型コロナウイルスの感染症拡大による影響を強く受け、大変厳しい状況となりました。足元では、一部に持ち直しの動きがみられるものの、先行きは依然として不透明な状況にあり、私どもの主たるお取引先である中小規模事業者や個人事業主の皆様方においては、引き続き、厳しい経営環境が続いている状況です。

しかしながら、私どもといたしましては、こうした時にこそ、相互扶助の精神に基づいた信用組合としての本領を發揮し、地域の皆様方のお役に立てる時だと考え、地域に密着した金融機関として、その最大の使命である中小規模事業者及び個人のお客様に対する金融支援に全力を尽くしていく所存であります。

これからも、地域社会の健全な発展と持続に貢献するという私どもの経営理念の実現に向けて、組合員の皆様から喜ばれ感謝されることを目的に情熱を持って活動してまいります。また、コロナ禍で厳しい環境下に置かれている中小規模事業者の皆様方に対しては、地元の金融機関として、しっかり寄り添った対応と積極的且つ迅速な金融仲介機能を発揮し続けていくことを約束いたします。

令和3年3月期の業績につきましては、平成30年6月に策定した3ヵ年計画であります「経営改革プラン」に基づき、当期も抜本的な不良債権処理による資産の健全化を更に推し進めたことなどから、最終的に当期純損失を計上することとなりました。

当組合では、この3年間、「経営改革プラン」及び「第4次経営強化計画」に基づく経営改善に向けて取組んでまいりました。この結果、長年の経営課題であった不良債権処理については、当初の計画を大幅に上回る抜本的な削減を図ることができました。また、店舗戦略や人員態勢の見直し等による経営改革や業務改革も順調に進み、スリムで筋肉質な経営体質を構築することができました。これにより、今後の厳しい経営環境を乗り切るために必要な態勢整備と財務の健全性が、より一層強固なものになったと考えております。

コロナ禍が続く中、引き続き、厳しい経済環境下ではありますが、これからも地域の信用組合として、組合員及び地域の皆様に、より一層の貢献を果たすべく、「皆様のベストパートナー」として、役職員一同、共に力を合わせてまいりますので、ご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

理事長 南 邦 男

経 営 理 念

1. 地域社会の健全な発展と持続に貢献
1. 健全かつ信頼される組合経営の構築

経 営 方 針

1. 法令等遵守態勢、内部管理態勢の整備・強化
1. 経営力、組織力の強化
1. 健全経営の維持・確保

事業の概況

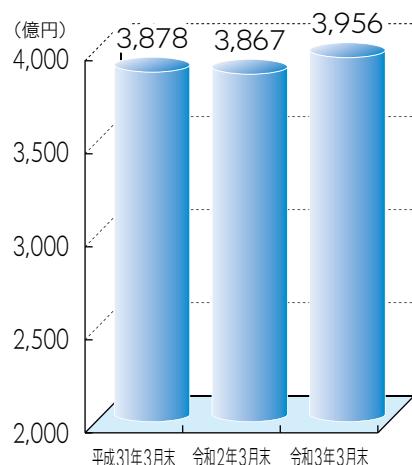
令和3年3月期の預金・積金残高につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援融資・各種補助金・特別給付金等の資金により流動性預金が増加したことなどから、前期末比88億円増加の3,956億円となりました。貸出金残高につきましては、年間を通じて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている県内事業者に対する資金繰り支援に注力する一方で、平成30年度に策定しました「経営改革プラン」に基づく、抜本的な不良債権処理を行ったことなどから、前期末比58億円減少の1,999億円となりました。また、地域の中小規模事業者向け貸出残高につきましては、前述の不良債権処理を要因に前期末比7億円減少いたしました。

収益面につきましては、貸出金利息などの資金運用収益が減少したものの、生産性の向上や効率化への取組みにより計画以上の経費削減を図った結果、コア業務純益は前期比1億3百万円増加の7億59百万円を計上いたしました。また、業務純益は、上記に加え、一般貸倒引当金の戻入益を計上したことなどから、同比30億36百万円増加の20億62百万円を計上いたしました。

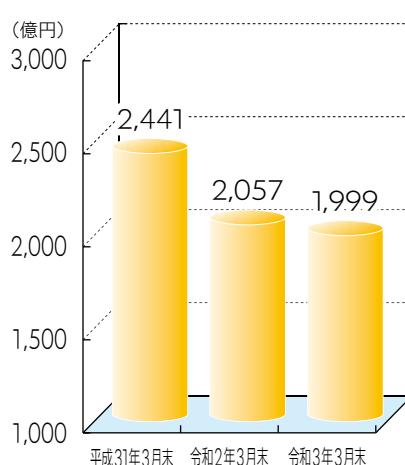
当期純利益は、「経営改革プラン」に基づき、資産の健全化を押し進めた結果、不良債権処理費用として88億24百万円を計上したことを主因に、28億62百万円の損失を計上いたしました。

◆ 預金・貸出金の状況

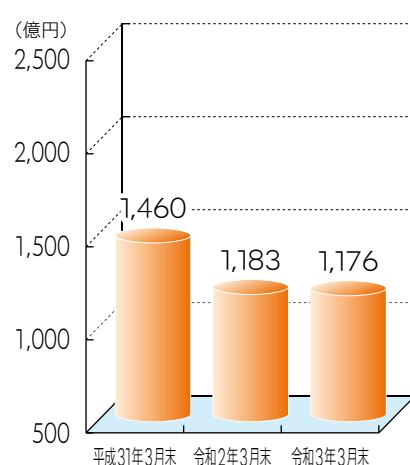
■ 預金・積金残高



■ 貸出金残高

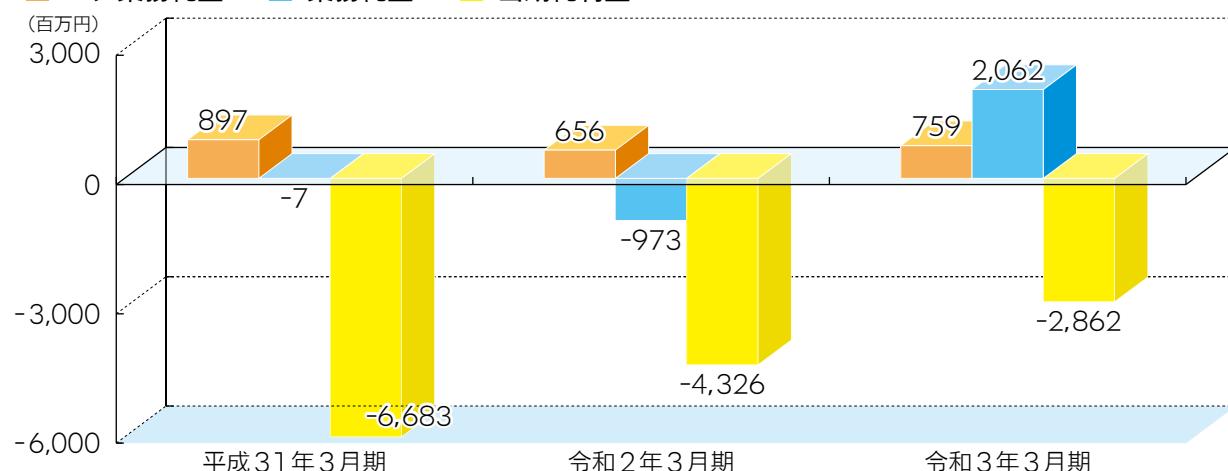


■ 中小規模事業者向け貸出残高



◆ 収益の状況

■ コア業務純益 ■ 業務純益 ■ 当期純利益



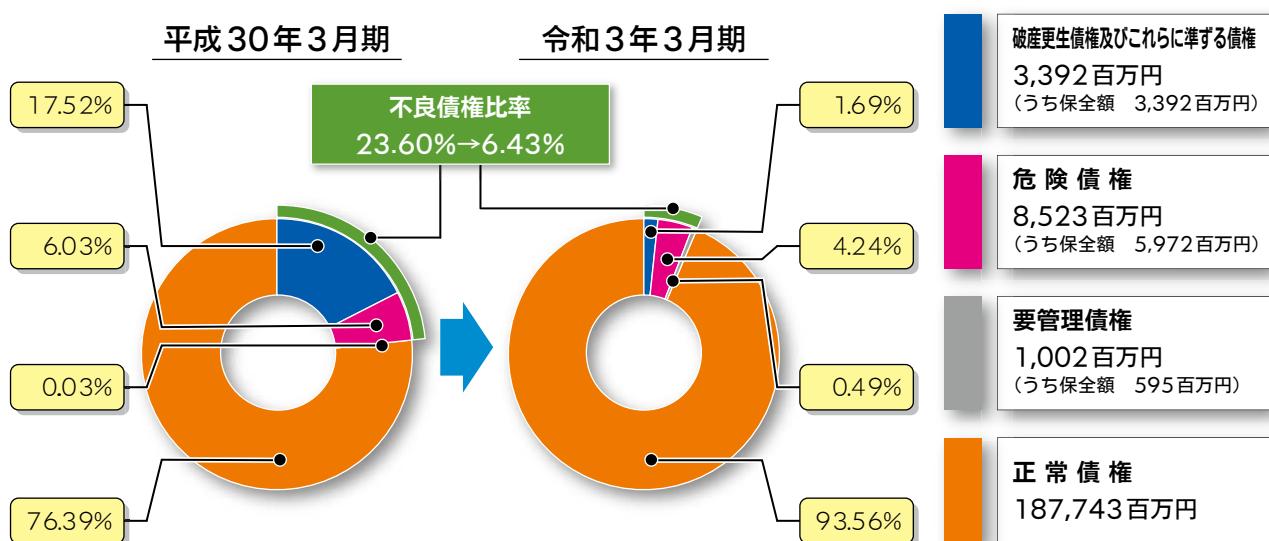
◆ 不良債権残高・比率の推移（金融再生法開示債権）

平成30年度に策定した「経営改革プラン」において、令和3年3月末までの3ヵ年で不良債権の半減を目指[※]として掲げ、資産の健全化を推し進めてまいりました。その結果、令和3年3月末時点の不良債権額は129億円と平成30年3月末時点の677億円から548億円減少（△80.92%）しており、不良債権比率は23.60%から6.43%に改善（△17.17ポイント）いたしました。

（※令和3年3月末において、平成30年3月末時点の不良債権残高677億円からの半減（338億円）を目標としておりましたが、令和2年3月末に前倒して達成。令和2年度も削減を進め、より一層強固な経営基盤を確立しました。）

引き続き、より一層の資産の健全化による経営基盤の強化に努め、地域の皆様方に寄り添う地域密着型の金融機関として、お客様の本業支援・事業承継等の取組みに対し、今後も積極的なサポートを展開してまいります。

◆ 不良債権の状況（金融再生法開示債権）



◆ 店舗新築移転の状況



令和3年6月、「御勅使支店・白根支店 合同店舗」が新築移転オープンいたしました。

▶ 地域貢献への取組み

当組合では、「地域社会の健全な発展と持続に貢献」を経営理念に掲げております。

この経営理念の実現のため、協同組織金融機関の本業として、地域の皆様からお預かりした大切なご預金を、地域で資金を必要とされているお客様にご融資することで地元に還元し、地域の皆様の豊かな生活と地域経済の活性化・発展に貢献させていただいております。

近年、地域の活性化と再生に向けた地域金融機関の取組みの重要性は一段と増しておりますことから、当組合では地域の皆様の期待にお応えするため、相互扶助の精神のもと役職員一同努力を積み重ね、お客様に信頼される信用組合であり続けたいと考えております。

豊かな生活、地域の発展

お客様・組合員の皆様

預金・積金・出資金

融資金

① 当組合では、地域のお客様から大切な財産をお預けいただけるよう、各種の預金・積金をご用意しております。
また、パソコンあるいはスマートフォン等を使用したインターネット・モバイルバンキングサービスによるお取扱いもご用意しております。

② お客様からお預けいただいた資金を、地域の皆様への円滑な資金供給（ご融資）という形で還元し、地域経済の活性化と発展に貢献できるよう事業を推進しております。
また、地域の中小企業および個人のお客様の様々な資金ニーズにお応えするため、各種の商品をご用意しているほか、平成21年10月より総合相談センター「パートナーズ」を設置し、融資相談や経営革新等、各種の事業相談を承っております。
更に、令和2年4月に、営業統括部に法人融資課を設置し、お客様の資金ニーズにマッチしたご提案に努めております。

山梨県民信用組合

地域への貢献

相談・支援

山梨県民信用組合のお約束

～組合員様や地域の皆様への私たちのお約束～

『地域貢献』

「私たちは、常に組合員や地域の皆さまのために何ができるのか提案し、実践に移すことにより地域の発展に貢献します。」

『職場づくり』

「私たちは、やりがいと成長を感じる活気に満ちた職場を創ります。」

『行動指針』

「私たちは、組合員や地域の皆さまに、より良いサービスを提供し続けることをお約束します。」

『目標達成への意欲』

「私たちは、目標達成に向け、情熱をもって行動します。」

『コンプライアンスの取組』

「私たちは、組合員や地域の皆さまはもとより、家族や友人に説明できないことは決していたしません。」



うさけん



うさみん

経営理念の実現に向けて、『山梨県民信用組合のお約束』を策定し、日々取組んでおります。

お客様からのご預金

当組合は、お客様の着実な資産作りのお手伝いをさせていただくため、新商品開発やサービスの充実に努めています。

主な預金商品など

詳細はHPをご覧ください。

毎月コツコツ

金利3倍・5倍つみきん

大切なお子さまへの思いを

子育て応援定期積金・定期預金「育む思い」

豊かなセカンドライフのために

退職金定期預金

ご家族からの大切な資産を

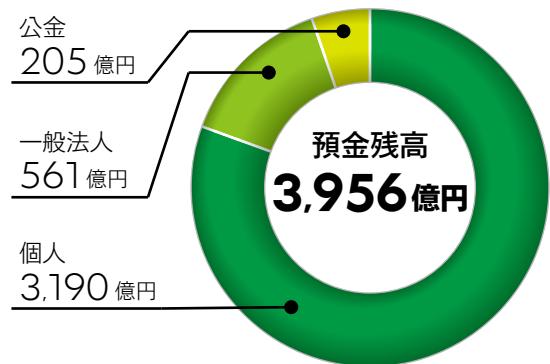
相続定期預金「家族の架け橋」

すぐに必要になるお金に備える

しんくみ相続信託(元本保証)

職域提携先の皆様をしっかりサポート

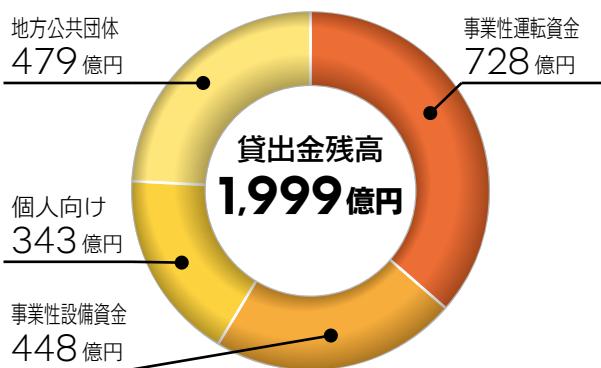
職域サポートプラン「ベストパートナー」



お客様へのご融資

お客様からお預かりした大切な資金は、地域発展に寄与できるよう、地元中小企業の皆様へのご融資のほか、住宅ローンや消費者ローンなど個人のお客様へご融資しております。

今後もお客様の資金ニーズに幅広くお応えできるよう融資商品の充実に努めてまいります。



事業者様向けの主な融資商品

詳細はHPをご覧ください。

ローン

ベンリー 500
あんしん 8000
事業者ローン
ビジネスローン

環境配慮

けんみん信組「エコサポート」

一般事業資金

けんみん信組「事業承継特別融資」

事業者応援融資「スクラムR」

県や市町村の制度融資 等

個人のお客様向けの主な融資商品

詳細はHPをご覧ください。

住宅ローン

けんみん信組住宅ローン
ソーラー住宅ローン
リフォームローン「エコ・アシスト」
無担保住宅借換ローン
フラット35

教育ローン

カードローン型「ウィッシュ」
証書貸付型「イノベーション」(WEB完結型もご用意)

マイカーローン

エボリューション

その他ローン

フリーローン「プログレッシブ」
フリーローン「チョイス」(WEB完結型もご用意)
多目的ローン「バリアブル」
大型カードローン「ソリューション」(WEB完結型もご用意)
「マイプレジャープラス」

ご融資以外の運用 (2,101億円)

お客様からお預かりした大切な資金は、上記ご融資のほか、預け金や有価証券等により安全性を重視した運用を行っております。



◆ 社会的・文化的地域貢献活動

当組合の活動は、地域とけんみん信組をつなぐ情報誌「ぱーとなーず」に詳しく記載してあります。

情報誌「ぱーとなーず」は、店頭またはHPでご覧いただけます。
(HPではバックナンバーもご覧になれます。)

https://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp/partners_im.html



● 「ぱーとなーず」での飲食店紹介、ランチデーの実施

地域の皆様とのふれあいを大切にするため、地域行事への参加・協賛を行うなど、地域に密着した活動を積極的に行ってまいりました。

今般のコロナ禍の影響により地域のイベントや催しの中止が相次ぐ中、当組合では特に大きな影響を受けている飲食業界を応援するため、組合情報誌「ぱーとなーず」にて77店の飲食店紹介を行いました。また、役職員の昼食時には、地域の飲食店からテイクアウト弁当を購入するランチデーを定期的に実施いたしました。



ぱーとなーず第47号



ランチデー

● 「しんくみの日週間」の社会貢献活動

「しんくみの日週間」(9月1日～7日)では、当組合を含め全国の信用組合で様々な社会貢献活動が行われています。

当組合では献血運動や花の種の配布、歩道や公園等公共施設の清掃活動を全役職員で取組みました。

● しんくみピーターパンカードを通じた社会貢献

当組合では、信用組合業界の社会貢献施策の一つとして、「難病や障害を持つ子供とその家族の支援及び健全育成」に取組まれている団体に対し、当組合で取扱いしております「しんくみピーターパンカード」の利用による寄付金をお贈りしております。

これまで平成16年度から延べ32団体に寄付金をお贈りし、令和2年度においては、二つの団体に総額695千円余りをお贈りいたしました。

● 令和2年度「経営者クラブ」

当組合では、熱意のある事業者の皆様に経営者としての学習の場、情報交換の場を提供することを目的に、「経営者クラブ」を開催しております。令和2年度は、講師に三科公孝氏をお招きし、「儲かるSDGs」をテーマに全4回に亘りセミナーを開催し、好評をいただきました。

これからも地域の経営者の皆様に有意義な場を提供し、地域のネットワークの強化に努めてまいります。



けんみん信組「経営者クラブ」セミナー

● 地域・行政とのネットワーク強化

当組合では、店舗窓口機能、ATMを搭載した移動金融車を導入しております。令和3年2月に、山梨県と「災害時における移動金融車による電源供給等に関する協定」を締結いたしました。台風等による地域停電や災害等の発生時には、県と連携して被災地へ移動金融車を派遣して、電源供給等の支援を実施するとともに、被災地の金融支援などに活用してまいります。



山梨県と「災害時における移動金融車を活用した電力の供給等に関する協定」を締結



災害時対応可能な移動金融車

◆ 社会的・文化的地域貢献活動

● SDGs宣言

当組合では、経営理念である「地域社会の健全な発展と持続に貢献」に基づき、地域経済の活性化や地方創生、地域貢献等に積極的に取組んでまいりました。

こうした取組みは国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の理念と合致するものであり、今後更に取組みを強化し、地域社会の発展と持続に貢献していくため、令和3年4月1日にSDGs宣言を行いました。

◆ 相談活動

● 総合相談センター『パートナーズ』の活動

総合相談センターは平成21年10月に開設以来、これまでに多くのご相談を受け賜っております。ビジネスマッチング、事業承継、経営革新および経営力向上など各種事業相談のほか、融資相談など多くのお客様にご利用いただいております。

また、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業における専門家派遣支援にも取組んでいるほか、各種補助金の申請などのご相談にも応じておりますので、お気軽にご相談ください。

◆ 年金活動

当組合では年金お受取りのお客様に対しまして、お誕生日プレゼントの進呈や定期預金・定期積金及びローン商品の金利優遇等のサービスを行っております。今後も年金お受取りのお客様にご満足いただけるよう、一層のサービス向上に取組んでまいります。



山梨県民信用組合 S D G s 宣言

私たち山梨県民信用組合は「地域社会の健全な発展と持続に貢献」を経営理念として、地域経済の活性化や地方創生、地域貢献等に積極的に取り組んでまいりました。こうした取り組みは、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の理念と合致するものであり、今後さらに取り組みを強化し、また、お取引先や地域の関係機関と連携し、地域の皆さんとともに持続可能な社会の実現に努めています。

令和3年4月1日
山梨県民信用組合
理事長 南 邦男

重要課題と取組内容	SDGs
1 一人でも多くの人が金融サービスにアクセスできる取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業者への融資（アグリガート、農機）の推進 ・医療施設等への融資（メディカルパートナー）の推進 ・太陽光発電設備、バッテリーエネルギー設備への融資の推進 ・エコサート融資の推進 ・各種会員サービスの提供 ・事業者へのきめ細やかな訪問 	
2 地域経済の活性化のための取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・各種経営支援 ・事業承継支援 ・女性の活躍支援（女性幹部の育成） ・女性の活躍支援による情報提供支援 ・産業用定期セイバードと連携協定 ・しなくじ会のビジネスマッチング座参加 ・山梨デジタルマッカセへの出展 	
3 地方創生、地域貢献などよりよい未来を築くための取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・隣近の皆様を育成する団体への寄付（セーフバンカード収益金） ・女性の活躍支援による情報提供支援 ・女性の活躍支援による情報提供支援 ・定期人口換算に関する協定（山梨市） ・高齢者の見守りネットワーク事業協定（甲府市） ・高齢者の見守り活動 ・女性の活躍支援 ・マタロングランク停止のための取り組み ・災害時における移動車両による電力供給等に関する協定（山梨県） 	
4 地域社会のステークホルダーに働きかけ、また、連携して働きかける持続可能性確保のための取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・各種関係機関との連携協定 	

山梨県民信用組合 **SUSTAINABLE GOALS**
「山梨県民信用組合は持続可能な開発目標（SDGs）を実現しています」

SDGs宣言



～けんみん信組の年金特典～

ご予約特典

- ・プレゼント進呈
- ・ご請求時のご案内と手続相談

定期預金・定期積金の金利優遇

ローン商品の金利優遇 (同居のご家族も対象)

お誕生日 プレゼント進呈 (ご予約の方も対象)

年金振込件数

38,312件(令和3年4月)

※令和3年4月の国民・厚生年金の振込件数は全国の信用組合中、第3位です。

● 年金に関するご相談について

お客様の年金に関するご相談に対応できるよう、営業担当職員は年金アドバイザー検定試験の資格取得等により年金知識の習得に努めております。

また、本部の年金アドバイザーがフリーダイヤル **0120-487-652** により「年金のお問合せ」に応じてありますので、お気軽にご相談ください。

シアワセナ ロウゴニ

▶ 地域密着型金融への取組み

当組合では、「地域密着型金融」を恒久的かつ日常的な取組みと位置付け、「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化」・「中小企業に適した資金供給手法の徹底」・「持続可能な地域経済への貢献」等の取組みを推進しております。信用組合の「強み」である地域社会に密着した営業活動を生かし、事業者の事業の発展・再生に対する支援態勢の強化に取組むとともに、地域のお客様の利便性向上に努めております。

▶ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

1. 中小規模事業者の経営支援に関する取組方針

当組合は、「地域社会の健全な発展と持続に貢献」を経営理念の一つとし、地域のお客様に対する信用供与の維持・拡大、および経営改善への取組みなど、地域の皆様への支援に積極的に取組んでおります。今後とも、お客様からのご相談に積極的に応じるなど、金融の円滑化に向けた取組みを持続・強化してまいります。

2. 中小規模事業者の経営支援に関する態勢整備

(1) 「金融円滑化推進部会」の設置（情報、対応状況等の管理）

(2) 専担部署の設置

- ・「総合相談センター」……………コンサルティング機能発揮のための拠点（事業者向け経営相談〈事業再生改善等経営相談、情報提供、専門家の紹介等〉、営業店が収集したビジネスマッチング情報の集約およびフィードバック、営業店相談窓口のサポート等）
- ・「融資部融資課」……………お客様の経営改善・早期事業再生支援、お客様の経営改善・コンサルティング業務に特化
- ・「営業統括部法人融資課」……………知識・経験が豊富な専門職員を選抜した中小規模事業者支援の専担部署（地域を限定せず営業エリア全域の中小企業者のビジネスマッチング、他専担部署・外部機関との橋渡し、資金繰り支援、地域・業界情報の収集・還元などの支援を実施）

(3) 「お客様相談窓口」の設置

◆受付時間

○各営業店 ………… 平日 午前 9 時～午後 3 時 〈休業日を除く〉

○総合相談センター（パートナーズ） ………… 平日 午前 9 時～午後 5 時 15 分 〈休業日を除く〉

相談フリーダイヤル：0120-732-711

3. 中小規模事業者の経営支援に関する取組状況

(1) 創業・新規事業開拓支援

新たな技術の種を創生する大学等の研究機関、企業、官庁が連携し、ニュービジネスの創出・育成や企業が抱える技術的な課題を解決していくという産学官連携の取組みが進められており、当組合職員27名が地元大学から客員社会連携コーディネータとして任命を受け、定期的にミーティングに参加し、お客様の課題を解決する支援を行っております。

また、創業支援に関する市町村との連携につきましては、当組合は23市町村（11市8町4村）において認定連携創業支援事業者に位置付けられております。各認定市町村との連携のもと、事業計画策定段階でのアドバイス、創業時の資金相談および創業後の事業の維持・拡大に関する相談に至るまで、きめ細かな創業支援に取組んでおります。

令和2年度の創業支援融資の実績 創業者数：3人 融資件数：3件 融資金額：27百万円

(2) 成長段階における支援

当組合では、お客様への支援取組みの一つとして、ビジネスマッチング情報のデータベースを構築し、お客様の売りたい・買いたい情報を集約し、お客様同士のマッチングに取組んでおります。このほか、経営塾の開催や、ビジネスマッチング展のご案内など、お客様のさらなる成長に向けた取組みを行っております。

また、担保・保証に過度に依存しない融資促進として、動産や売掛債権を担保とした融資を推進しております。お客様の資金繰りの円滑化にも資するものであるとの認識から、今後も積極的に取組んでまいります。

(3) 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

当組合では、お客様のご要請に応じて、所管部署である「融資部融資課」が中心となり、計画目標を定め、きめ細かな経営改善支援および早期事業再生支援等に積極的に取組んでおります。

(4) 経営革新・経営力向上等の支援

中小企業等経営強化法に基づく「認定経営革新等支援機関」として、「各営業店」と「総合相談センター」が連携し、各種専門家の紹介・派遣による中小規模事業者の経営分析等への支援や、経営革新および経営力向上に対する支援に積極的に取組んでいます。また、経営分析や事業計画の策定、各種専門家の紹介・派遣などを通じて、地域社会の活性化に取組んでおります。

(5) 成長が見込める分野への取組み

農業、医療介護、環境関連は市場拡大が期待される分野であり、地域経済の活性化に資するものであるとの認識から商品の開発を行い、お客様のご要望にお応えしております。

また、けんみん信組「成長基盤強化支援制度」を策定し、これら分野に対して積極的な資金供給を実施することで地域経済の成長・発展を支援しております。

4. 地域の活性化に関する取組状況

地域社会への取組み（5～8ページ）をご参照ください。

経営改善支援の取組み実績

（単位：件、%）

	令和2年3月末 実績	令和3年3月末 実績
経営改善支援等取組先数	412	388
創業・新事業開拓支援先	35	26
経営相談先	191	189
早期事業再生支援先	49	39
事業承継支援先	4	3
担保・保証に過度に依存しない融資推進先	133	131
期初債務者数	4,989	4,594
支援取組率	8.25	8.44

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と代表者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなど具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

	令和元年度	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	21件	53件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	0.39%	0.79%
保証契約を解除した件数	0件	4件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0件	0件

「新型コロナウイルス感染症」の影響拡大を踏まえた取組み状況

「新型コロナウイルス感染症」の影響拡大を踏まえ、お客様からの資金繰り相談や既存融資の貸付条件変更等、スピード感を持って対応しております。また、令和2年2月に、独自の支援策として「新型コロナウイルス感染症被害対策融資」の取扱いを開始したほか、山梨県・長野県信用保証協会や同年5月に創設された無利子の制度融資を活用し、同感染症の影響を受けたお客様に対する金融支援に積極的に取組んでおります。

令和3年3月末までの取組み状況

（単位：件、百万円）

経済変動対策融資（新型コロナウイルス感染症対策関係）	実質無利子・無担保融資（令和2年5月以降の累計）			コロナ関連融資実績		条件変更 実行金額	
	申込受付件数	融資決定件数	融資決定金額	実行件数	実行金額		
		（保証承諾件数）	（保証承諾金額）				
	2,462	2,337	29,220	2,587	33,819	14,363	

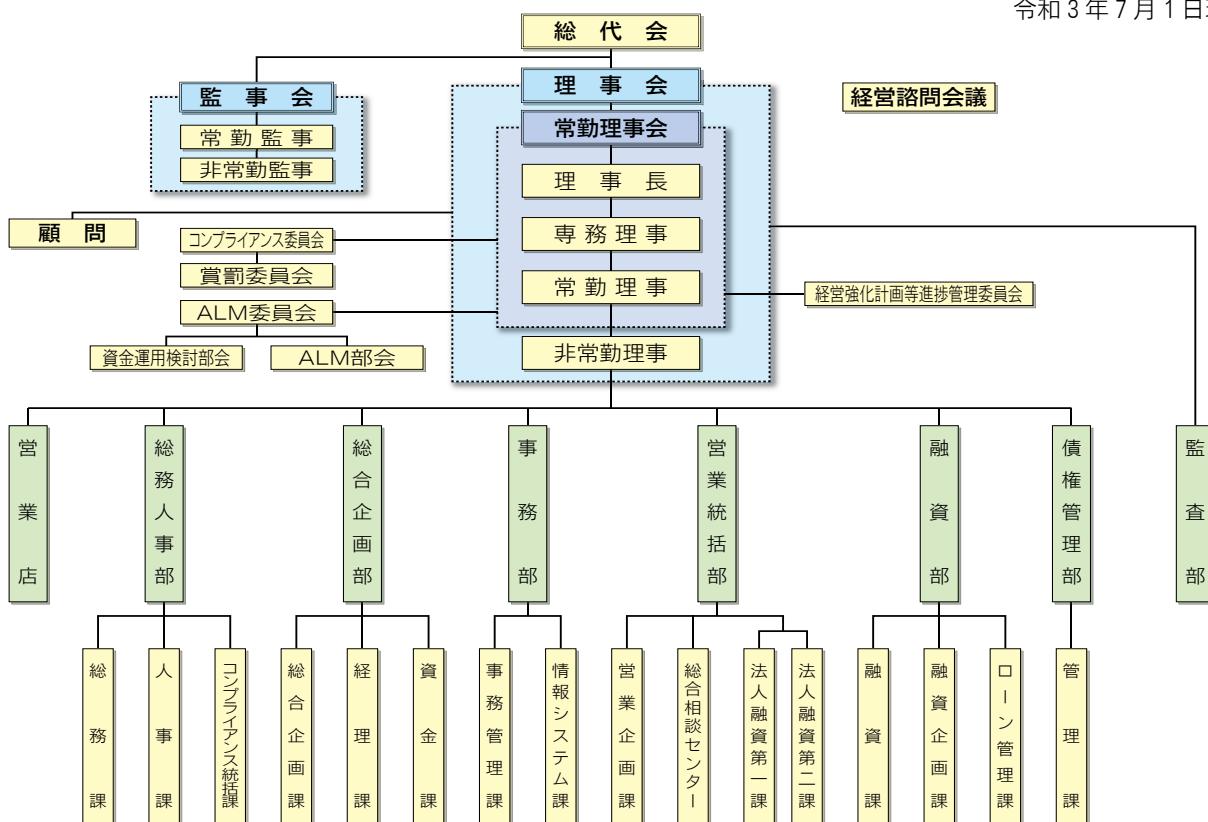
（注）1. 実質無利子・無担保融資は、「国の補正予算成立を受けて新たに創設された制度融資（セーフティネット4号・同5号、同危機連保証）の集計で、都道府県独自の制度融資に係る件数は含まれておりません。

2. 融資決定件数（保証承諾件数）、融資決定金額（保証承諾金額）には、保証協会から保証承諾書を受領したものの件数金額を記載しています。

3. 条件変更については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月10日以降に申し込みを受けたもののうち、令和3年3月末までに実行した条件変更の金額を記載しています。

組織図

令和3年7月1日現在



◇当組合では、経営の客観性・透明性を確保し、ガバナンスを強化することを目的に、外部有識者による経営諮問会議を設け、経営全般について助言・提言をいただいております。

役員一覧 (令和3年7月1日現在)

常勤	理 事 長	南 邦 男
	専務理事	井 垣 繁 人
	専務理事	望 月 明 雄
	理 事	雨 宮 政 仁
	監 事	守 屋 稔
	理 事	秋 山 勉
	理 事	齋 藤 茂
	理 事	志 村 良 雄
	理 事	長 谷 川 正 一 郎
	員外監事	中 达 正 純

非常勤	員外監事	佐々木 正 彦
------------	------	---------

沿革

昭和 28 年 5 月	甲府中央信用組合として、甲府市相生町 53 番地にて営業開始
昭和 33 年 12 月	甲府市相生町 53 番地より、甲府市桜町 13 番地に事務所移転
昭和 60 年 8 月	信組共同センターに加入
平成 15 年 1 月	峠南信用組合と合併し営業開始
平成 16 年 2 月	谷村信用組合、美駒信用組合及びやまなみ信用組合と合併し、山梨県民信用組合として営業開始
平成 20 年 11 月	本店営業部を甲府市中央一丁目 18 番 6 号から甲府市相生一丁目 2 番 34 号に移転
平成 21 年 9 月	「経営強化計画」発表
平成 21 年 10 月	総合相談センター『パートナーズ』を甲府市中央一丁目 18 番 6 号に開設
平成 24 年 8 月	第 2 次「経営強化計画」発表
平成 27 年 8 月	第 3 次「経営強化計画」発表
平成 30 年 6 月	南邦男理事長就任、「経営改革プラン」発表
平成 30 年 9 月	第 4 次「経営強化計画」発表

◇当組合は、職員出身者以外の理事の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

会計監査人の氏名又は名称 (令和3年7月1日現在)

監査法人 コスマス

▶ 主要な事業の内容

A. 預金業務

- (イ) 預金・定期積金 当座預金・普通預金・貯蓄預金・通知預金・定期預金・定期積金・別段預金・納税準備預金等を取扱っております。
- (ロ) 譲渡性預金 譲渡可能な定期預金を取扱っております。

B. 貸出業務

- (イ) 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
- (ロ) 手形の割引 商業手形および為替手形の割引を取扱っております。

C. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債・地方債・社債・株式・その他の証券に投資しております。

D. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

E. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金業務を取扱っております。

F. 附帯業務

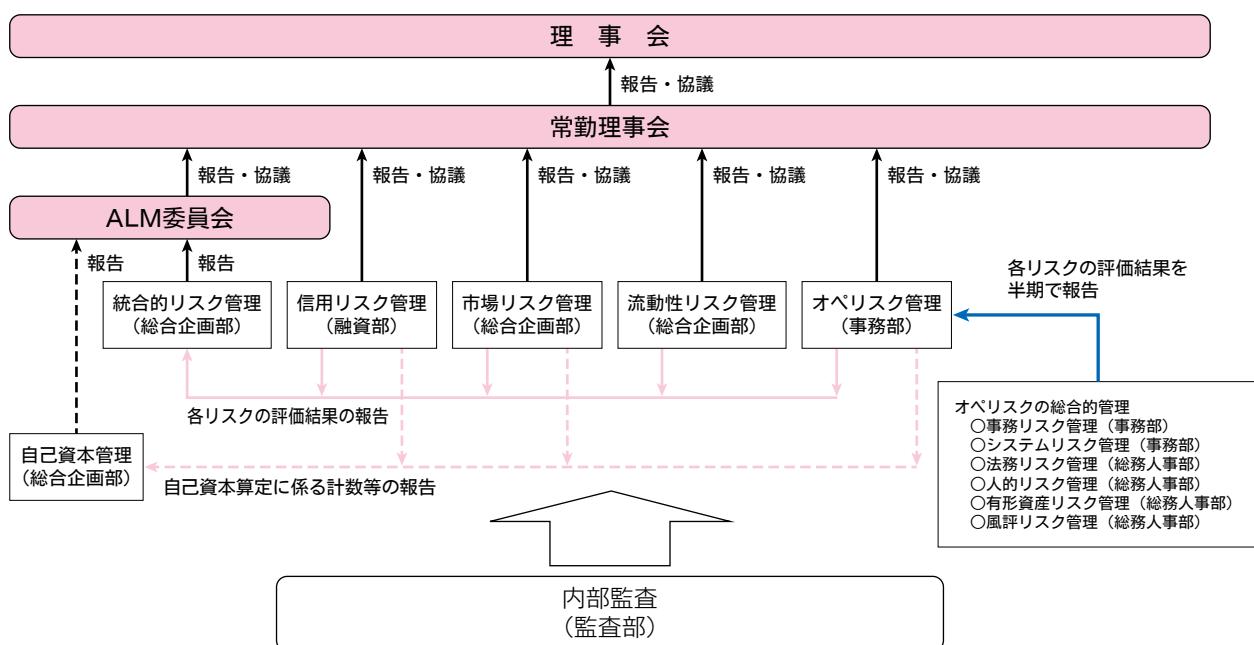
- (イ) 債務の保証業務
- (ロ) 有価証券の貸付業務
- (ハ) 代理業務
 - (a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、(株)住宅金融支援機構等の代理貸付業務
 - (b) 勤労者退職金共済機構等の代理店業務
- (ニ) 地方公共団体の公金取扱業務
- (ホ) 株式払込金の受入代理業務
- (ヘ) 貸金庫業務

▶ リスク管理体制

当組合では、リスク管理を経営の重要課題と位置づけており、「リスク管理方針」を定め、直面する各種リスクを適切に管理するとともに、経営の健全性の維持と収益力の強化を図るため、管理体制の整備・強化に取組んでおります。

業務の運営に際して発生する各種リスクについては、それぞれの主管部署で適正な管理に努めております。また、総合企画部が各種リスクについて総合的に捉え一元的に管理する「統合的リスク管理」を行うことにより、自己管理型のリスク管理に努めております。これらのリスクは、定期的に開催される「ALM委員会」に報告し、分析・評価のうえ、必要に応じて改善を図っております。

- 統合的リスク管理 …… それぞれのリスク種類毎に計測したリスク量を統合し、そのリスク量を当組合の経営体力（自己資本）と比較・対照することにより、リスク管理を行うこと。



コンプライアンス（法令等遵守）体制

コンプライアンス（法令等遵守）とは、企業倫理を確立し、法令をはじめ当組合内の諸規程、社会的規範および一般的に求められるルールやモラルを遵守することです。経営の健全性を高め、社会からの搖るぎない信用・信頼を得るうえで不可欠なものであり、社会的責任と公共的使命の高い金融機関の役職員として、法令等の遵守はもちろんのこと、高い倫理観と常識を要求されていることを常に念頭において、良識ある行動をとらなければならぬと考えております。

このため、当組合は法令等遵守態勢の整備・強化を経営方針の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス体制を円滑に機能させるため、本部に統括部署、営業店および本部各部にコンプライアンス担当者を配置しており、年度毎にコンプライアンス・プログラム（推進計画）を策定し、態勢の整備・強化に向け、推進計画の実行、結果の検証、改善策の実施を繰り返すことにより、実効性のある実践に努めております。

また、職員がコンプライアンスを常に心掛ける組織風土を醸成し、強固な法令等遵守態勢の構築による自浄能力の強化を目的に、コンプライアンス担当者連絡協議会を開催しており、臨店によるヒアリングも行っております。さらに事務の統一と厳正な事務処理の徹底を図るため、内部監査の強化および指摘事項に対する改善状況のフォローアップを行っております。

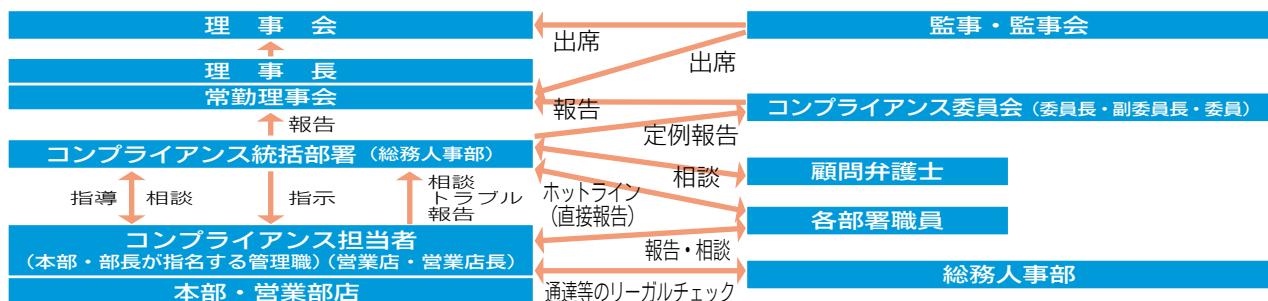
コンプライアンス委員会の委員長である理事長は、コンプライアンスの最高責任者として、あらゆる機会を捉え、法令等遵守に対する取組姿勢を職員に示し、法令等遵守の更なる推進を図っております。加えて、コンプライアンス委員会と賞罰委員会の事務分掌を明確化し、コンプライアンス委員会で問題点等を調査分析し、改善に向けた対策を検討のうえ各所管部署に改善実施を指示するとともに対策の事後検証を行っております。

また、賞罰委員会では、コンプライアンス委員会から付議された事案について具体的な調査を行い厳正な処分を行うとともに、振込詐欺未然防止に努めた職員の表彰にも積極的に取組んでおります。

統括部署には、山梨県警OBの顧問が常駐し、顧問からは、全職員宛てメッセージとして、法令等遵守、反社会的勢力、および社会人または人としての倫理等に関する訓示を発信するとともに、定例臨店による個別指導も実施し、職員のコンプライアンス意識の醸成に努めています。

なお、本部各部・全営業店は、毎月コンプライアンス・リスク研修会、通年における不祥事未然防止の啓発ビデオ研修、および四半期毎にマナー・ローンダリング確認テスト、またはコンプライアンス理解度確認テスト等を実施し、さらに外部講師等による研修・オンラインセミナー等へ積極的に参加しております。研修会等を通じ、役職員のコンプライアンスに対する意識の醸成・向上を図るとともに、「お客様相談室」での相談等受付、SNSによる受付も可能とした「内部通報制度」の活用等、地域の皆様に一層信頼される金融機関となるよう組織的な態勢整備に取組んでおります。

コンプライアンス体制



適切な事務処理の実践について

皆様のベストパートナーをめざして！

- お客様への集配金業務に関する組合ルールの遵守
 - ・営業係が担当地区を越えて、個人的に集配金等にお伺いすることはいたしません
 - ・営業係以外の職員が、個人的に集配金等にお伺いすることはいたしません
 - ・同じ営業係が3年を超えて同じお客様を担当させていただくことはいたしません
- お客様からお預かりする重要書類のお取り扱いに関する組合ルールの遵守
 - ・預金証書や通帳等、お客様の大切な書類を理由なく14日を超えてお預かりすることはいたしません
 - ・現金や通帳等をお預かりする場合、預り証を必ず発行いたします
- お客様と当組合における契約に関する組合ルールの遵守
 - ・ご署名、ご捺印をお客様に代わって職員が行うことは（お客様にやむを得ない事情がある場合を除き）いたしません
 - ・新規個人向けカードローンご利用明細は、必ず郵送させていただきます

当組合は、誠実な業務の遂行を徹底してまいりますが、万一、当組合職員が上記に反し、不適切な業務を行った場合には、お客様にはお手数をおかけいたしますが、下記当組合「お客様相談室」までご連絡いただきたくお願い申し上げます。当組合は、お客様から頂戴したご意見やご要望等を真摯に受け止め、迅速に対応・解決を図ってまいります。

《お客様相談室連絡先》 フリーダイヤル 0120-117-786 （受付時間 平日 午前9:00～午後5:15）

顧客保護等管理態勢

当組合では、お客様に安心してお取引いただけるよう「顧客保護等管理方針」を定め、顧客保護に取組んでおります。

◆顧客説明管理態勢

当組合の商品・サービスをご利用されるお客様に対し、適切かつ十分な説明をすることで、お客様からの信頼に応えることを目的として「顧客説明マニュアル」等を作成し、職員の知識向上とお客様へのサービス向上に努めています。

また、ご融資取引時等における、保証契約について「経営者保証に関するガイドライン」を尊重・遵守し、誠実に対応することにより、お客様との継続的かつ良好な信頼関係の構築、強化に努めています。

◆顧客情報管理態勢

お客様の情報に関しましては、「顧客情報管理マニュアル」等を作成し、社内研修に用いるなど情報の適切な管理に努めています。

また、個人情報保護方針(プライバシー・ポリシー)および個人情報保護宣言(プライバシー・ステートメント)をホームページに常時掲載するとともに、窓口にも掲示することにより公表しております。

◆顧客サポート等管理態勢

「顧客サポート等対応マニュアル」等を整備し、お客さまからのご照会、ご相談、ご要望、苦情及び紛争に對して、迅速、適切な対応を心がけています。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

・苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。

【窓口：山梨県民信用組合 お客様相談室】 フリーダイヤル 0120-117-786

受付時間：平日 午前9：00～午後5：15

なお、苦情等対応手続については、営業店掲示ポスターまたは当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp>

このほか次の機関でも受け付けてあります。

【山梨県信用組合協会 山梨地区しんくみ苦情等相談所】

受付時間：平日 午前9：00～午後5：00 電話：055-235-7340

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付時間：平日 午前9：00～午後5：00 電話：03-3567-2456

・紛争解決措置

【弁護士会等】

東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)

これら機関で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合お客様相談室、またはしんくみ相談所等にお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

総代会について

1. 総代会制度について

総会は「中小企業等協同組合法」、「協同組合による金融事業に関する法律」に定められた決算及び事業計画、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関であります。

信用組合は、組合員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関であり、組合員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて経営に参加することになります。また、組合員の総数が法定数（200人）を超える信用組合においては、定款の定めにより総会に代わるべき総代会を設けることが認められており、当組合はこれに該当します。

このため当組合では、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、組合員の中から選出された総代により総代会を運営しております。総代は組合員の代表として、組合員の総意を組合の経営に反映する重要な役割を担っております。通常総代会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集されることになっており、毎年6月に実施しております。

このほか、必要に応じて臨時総代会を開催いたします。

2. 総代とその選出方法

総代の選出につきましては、当組合の定款及び総代選挙規約により実施されます。

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は、3年です。
- ・総代の定数は120名以上150名以内で、組合員数に応じて選挙区（6区）ごとに定められております。

なお、令和3年7月1日現在の総代数は、141名となっております。

総代のみなさま

選挙区	総代氏名（敬称略、順不同） 氏名の後は就任回数							
第1区 甲府地区 総代定数 35～40名	中沢 久④	藤巻忠雄④	中川直明④	高村昇二⑤	鈴木 博⑥	上田 朗⑤	小口 博⑤	網倉 靖⑥
	高野修一⑥	竹野 満⑤	宮城秀治郎⑥	橋村陽子②	雨宮 孝①	横内範男②	広瀬祐司①	岩下英二①
	土肥真澄⑤	箭本 浩⑥	山寺戦治④	河澄 明③	佐野芳人⑥	小林成光⑥	真壁 彪⑥	清水光明⑥
	飯室治之⑥	遠藤達夫⑥	古澤秀貴②	斎藤良太①	志村豪紀①	伊藤正敏②	島田 稔⑤	米山義智⑥
	河野 醇④	小澤康雄⑥	芦澤一夫⑥	粉川大介⑥	依田由紀夫③			他 1名
第2区 島中地区 総代定数 25～30名	高野 実⑤	石原行彦②	大沼武光②	樋口一二②	上野和彦④	稻垣正憲②	伊藤征雄②	岩下保廣⑥
	角田孝義⑤	野口英夫⑥	青山一彦④	石井猛雄③	中込 功⑤	小松和夫⑤	小林利秋⑥	樋口健三⑤
	窪田高幸⑥	清水光彌⑤	神澤安行⑤	前澤茂樹⑤	荒井義信①	櫻本四郎①	田島 誠⑤	井口 太⑤
	細田健児④	多田 勝③	中沢 恒⑤	望月政英②	長田康永④	篠原 勉⑤		
第3区 島東地区 総代定数 20～25名	小林行夫④	向山秀男④	藤巻真史④	鈴木慎二③	秋山 勉⑤	日原光基③	小林次夫④	窪田 清①
	鮎川一幸⑥	広瀬博富⑤	杉山実光③	廣瀬富士男②	古屋清人②	小川徳正⑤	山口和美⑤	原 拓⑥
	奥井光博⑥	若月行正④	秋山正文⑥	古屋照雄⑤	小菅一徳⑥	佐野十三雄⑥	松土栄治⑤	
第4区 島北地区 総代定数 15～20名	高野豊村③	小林武文③	山田喜代美③	小泉 茂②	浅川 貴②	上村とき⑥	渡辺助直④	所 一郎④
	日向 勝⑤	宮川禪三哉②	清水信夫⑤	内田安雄⑥	河西政彦④	伊部袈裟晴①	三井正一①	由井茂延⑤
	奥水順彦⑤	三井静雄④						
第5区 島南地区 総代定数 10～15名	青柳仁史⑥	深澤一正⑥	笠井 誠⑥	平田久和⑤	井上 悟⑥	浅野敬次⑥	望月勇雄⑥	渡辺正弘④
	遠藤優志②	依田一彦⑥	望月千昭⑥	岩柳憲幸⑤				他 1名
第6区 郡内地区 総代定数 15～20名	堀内慎也⑤	土谷志満子⑥	中村幸雄⑥	長田富也⑥	志村司郎⑥	杉田 進①	平井 武①	高部政幸①
	勝俣恒之⑥	渡邊一美⑥	三浦 剛⑤	加藤隆義④	井出與五右衛門②	宮下俊吉②	志村吉康⑥	熊坂栄太郎④
	森嶋正人⑤	小宮信正①	星野真太郎①					

（注）なお、氏名開示の同意を得られていない総代の方は、選挙区毎に他〇名と記載しております。

(2) 総代の選出方法

前記(1)の選挙区ごとに、その選挙区に所属する組合員の中から選挙者名簿を確定し、総代の選挙を行っております。

候補者の届出につきましては、総代候補者を推薦する組合員、または総代候補者になるとする組合員が選挙長である理事長に総代立候補届を行い、選挙区ごとの候補者氏名を当組合の掲示場に公告しております。

なお、候補者の数が当該選挙区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者とし、選挙は行っておりません。

3. 第68期通常総代会の決議事項

令和3年6月25日に第68期通常総代会を開催し、次の議案が上程され、それぞれ原案どおり承認されました。

- ・第1号議案 第68期損失処理（案）承認の件
- ・第2号議案 第69期事業計画（案）承認の件
- ・第3号議案 店舗位置づけの見直し及びこれに伴う定款別表1の一部改正の件
- ・第4号議案 組合員の除名に関する件



第68期通常総代会

▼報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬については、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事会において決定しております。

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する基本報酬等	30

(注) 対象役員に該当する理事は4名、監事は2名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日金融庁告示第23号) 第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

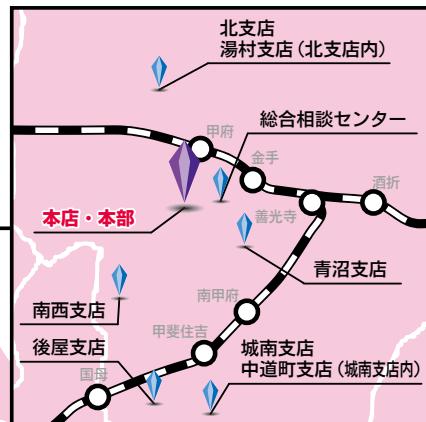
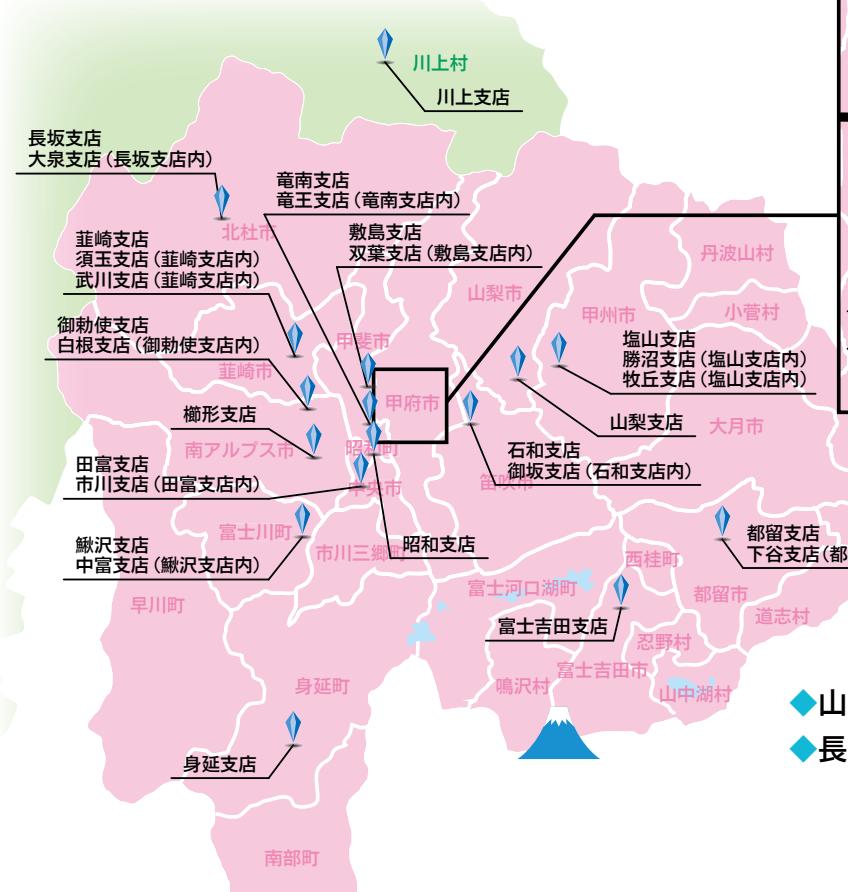
当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としてあります。

営業地区のご案内

◆ 36店舗のネットワーク



◆ 山梨県：全域

◆長野県：佐久市（旧臼田町地域）
南佐久郡
諏訪郡（富士見町）

店舗一覧表（事務所の名称・所在地）

令和3年7月1日現在

番	店名	住所	電話番号	ATM	店番	店名	住所	電話番号	ATM
150	本 部	〒400-8691 甲府市相生1-2-34	055-228-5151		301	韮崎支店	〒407-0024 韮崎市本町1-4-21	0551-22-2131	● ● ●
123	本 店	〒400-0858 甲府市相生1-2-34	055-220-7800	● ○ ○ ○	302	須玉支店 (韮崎支店内)	〒407-0024 韮崎市本町1-4-21	0551-22-2131	
101	都留支店	〒402-0053 都留市上谷2-1-10	0554-43-4151	● ○ ○ ○	303	武川支店 (韮崎支店内)	〒407-0024 韮崎市本町1-4-21	0551-22-2131	
102	富士吉田 支 店	〒403-0004 富士吉田市下吉田4-5-19	0555-23-4151	● ○ ○ ○	304	双葉支店 (敷島支店内)	〒400-0124 甲斐市中下条1582-2	055-277-2510	
106	下谷支店 (都留支店内)	〒402-0053 都留市上谷2-1-10	0554-43-4151		308	長坂支店	〒408-0021 北杜市長坂町長坂上条2502-1	0551-32-2551	● ○ ○
202	北 支 店	〒400-0026 甲府市塩部1-9-8	055-252-3275	● ○	311	川上支店	〒384-1407 長野県南佐久郡川上村御所平1409-5	0267-97-2131	● ○
206	田富支店	〒409-3843 中央市西花輪4588	055-273-2508	● ○ ○ ○	312	大泉支店 (長坂支店内)	〒408-0021 北杜市長坂町長坂上条2502-1	0551-32-2551	
208	青沼支店	〒400-0867 甲府市青沼2-11-5	055-233-0205	● ○ ○ ○	313	竜南支店	〒400-0114 甲斐市万才330-1	055-276-8131	● ○ ○
210	城南支店	〒400-0845 甲府市上今井町220-1	055-241-4111	● ○ ○	314	櫛形支店	〒400-0305 南アルプス市十五所745-1	055-282-1131	● ○ ○
213	湯村支店 (北支店内)	〒400-0026 甲府市塩部1-9-8	055-252-3275		315	敷島支店	〒400-0124 甲斐市中下条1582-2	055-277-2510	● ○ ○ ○
215	石和支店	〒406-0031 笛吹市石和町市部1075	055-262-3635	● ○ ○	316	御勘使支店	〒400-0214 南アルプス市百々2168-8	055-285-0714	● ○
217	御坂支店 (石和支店内)	〒406-0031 笛吹市石和町市部1075	055-262-3635		317	昭和支店	〒409-3863 中巨摩郡昭和町河東中島298	055-275-2919	● ○
218	中道町支店 (城南支店内)	〒400-0845 甲府市上今井町220-1	055-241-4111		318	白根支店 (御勘使支店内)	〒400-0214 南アルプス市百々2168-8	055-285-0714	
219	南西支店	〒400-0046 甲府市下石田2-11-5	055-228-7020	● ○ ○	320	竜王支店 (竜南支店内)	〒400-0114 甲斐市万才330-1	055-276-8131	
223	後屋支店	〒400-0045 甲府市後屋町500-2	055-243-3010	● ○ ○	501	鰐沢支店	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鰐沢1641-2	0556-22-4511	● ○ ○ ○
224	塩山支店	〒404-0043 甲州市塩山下於曾542	0553-32-3223	● ○ ○	502	市川支店 (富吉支店内)	〒409-3843 中央市西花輪4588	055-273-2508	
225	勝沼支店 (塩山支店内)	〒404-0043 甲州市塩山下於曾542	0553-32-3223		504	身延支店	〒409-2412 南巨摩郡身延町角打3065	0556-62-1125	● ○
226	牧丘支店 (塩山支店内)	〒404-0043 甲州市塩山下於曾542	0553-32-3223		507	中富支店 (鰐沢支店内)	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鰐沢1641-2	0556-22-4511	
227	山梨支店	〒405-0006 山梨市小原西91-1	0553-22-1221	● ○ ○ ○		総合相談センター	〒400-0032 甲府市中央1-18-6	0120-732-711	

〈ATMご利用時間〉 ●…平日 8:30～21:00

● …土曜9:00～21:00

● …日曜9:00～21:00

●…祝日 9:00 ~ 21:00

店外ATM

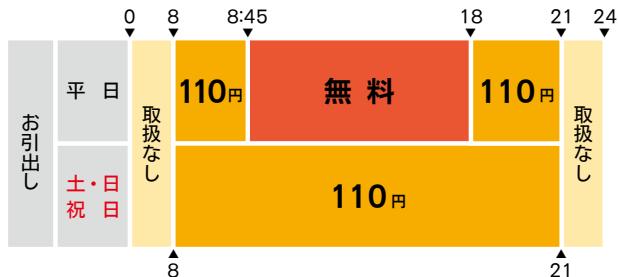
令和3年7月1日現在

設置場所	平 日	土 曜	日 祝	設置場所	平 日	土 曜	日 祝	
イーストモール出張所 甲府市朝氣3-1-12	●	●	●	大 泉 出 張 所 北杜市大泉町西井出3380-1	●	●		
酒 折 出 張 所 甲府市酒折2-11-24	●	●		須 玉 出 張 所 北杜市須玉町若神子2300-4	●	●	●	
中 道 町 出 張 所 甲府市上曾根町3008-1	●	●		長坂SCきららシティ出張所 北杜市長坂町大八田102-1	◎	◎	◎	
甲府桜町通り出張所 甲府市中央1-18-6 (総合相談センター内)	●	●		武 川 出 張 所 北杜市武川町牧原1450-2	●	●		
ラザウォーク甲斐双葉出張所 甲斐市志田645-1	●	●	●	白 根 出 張 所 南アルプス市飯野3439-2	●	●		
竜 王 出 張 所 甲斐市篠原2666-1	●	●		峡 西 病 院 出 張 所 南アルプス市下宮地421-1	○	○	○	
イッツモア双葉SC出張所 甲斐市龍地4445-1	●	●	●	若 草 支 所 前 出 張 所 南アルプス市寺部659	●	●		
勝 沼 出 張 所 甲州市勝沼町勝沼3085	●	●		イトーヨーカ堂甲府昭和店出張所 中巨摩郡昭和町西条13-1	●	●	●	
都留文科大学前出張所 都留市田原2-7-12	●	●	●	DCMくろがねや富士川店出張所 南巨摩郡富士川町青柳町960-1	●	●	●	
イオン石和出張所 笛吹市石和町松本222-1	●	●	●	中 富 出 張 所 南巨摩郡身延町飯富1917	●	●	●	
御 坂 出 張 所 笛吹市御坂町栗合94-1	●	●	●	身 延 支 所 出 張 所 南巨摩郡身延町梅平2483-36	●	●	●	
牧 丘 出 張 所 山梨市牧丘町塙平61	●	●		三 ツ 峰 出 張 所 南都留郡西桂町小沼979-1	●	●		
〈ATMご利用時間〉	●…平日9:00～21:00	●…土曜9:00～21:00	●…日曜9:00～21:00	●…祝日9:00～21:00	○…平日9:00～20:00	○…土曜9:00～20:00	○…日曜9:00～20:00	○…祝日9:00～20:00
	◎…平日9:00～20:00	◎…土曜9:00～20:00	◎…日曜9:00～20:00	◎…祝日9:00～20:00	○…平日9:00～19:00	○…土曜9:00～17:00	○…日曜9:00～17:00	

便利な提携ATM

以下の時間帯で当組合のキャッシュカードをご利用いただけます。
 残高照会は手数料無料です。通帳・法人カードはご利用になれません。
 セブン銀行のATMは24時間ご利用になれます。

●山梨中央銀行設置ATM



●セブン銀行ATM



●しんくみお得ねっと

全国の「しんくみお得ねっと」提携信用組合のATMでもお引出し手数料が無料（平日8：45～18：00、土曜日9：00～14：00）でご利用いただけます。

インターネット・モバイルバンキング

『けんみん信組 インターネット・モバイルバンキング』は、インターネットを利用して、お取引口座の残高照会・入出金明細の照会がご利用いただけるサービスです。さらに、お取引口座から当組合の本支店および他金融機関への振込・振替もできる大変便利なサービスです。

また、個人向けインターネットバンキングサービスをご契約のお客様向けに、スマートフォンでご利用いただける『しんくみアプリ with CRECO（クレコ）』の取扱いを開始いたしました。インターネットバンキングの機能を連携することで、ご登録いただいている口座の残高、入出金明細情報の内容をカレンダー形式で手軽に便利にご確認いただけます。

更に、クレジットカードのご利用状況も一元管理することができ、一つのスマートフォンアプリで通帳とクレジットカードの管理が可能となります。

個人のお客様

モバイルでも
ご利用になれます！

法人個人事業主
のお客様

総合振込・給与振込・
資金移動もOK！

税金・各種料金払込サービス

ペイジー
Pay-easy

税金や公共料金も
簡単払込み！

ご利用に当たっては、当組合との
「けんみん信組インターネット・
モバイルバンキングサービス」の
ご契約が必要になります。
詳しくは、HPをご覧ください。

貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度	科目	令和元年度	令和2年度
(資産の部)					
現金	3,895,112	15,167,434	預金	386,783,638	395,678,395
預け金	155,018,186	152,465,661	当座預金	2,608,591	4,342,960
有価証券	53,733,883	55,215,477	普通預金	113,532,128	140,973,291
国債	3,108,600	9,034,350	貯蓄預金	77,999	63,524
地方債	—	—	通知預金	2,125	2,125
社債	37,846,105	38,676,295	定期預金	250,553,751	230,710,910
株式	273,827	284,003	定期積金	18,207,783	18,138,422
その他の証券	12,505,350	7,220,828	その他の預金	1,801,258	1,447,160
貸出金	205,768,847	199,962,313	借用金	5,668,685	17,857,385
割引手形	838,300	429,771	借入金	68,685	57,385
手形貸付	22,945,087	14,265,433	当座借越	5,600,000	17,800,000
証書貸付	175,339,207	180,272,664	その他負債	2,276,042	1,627,919
当座貸越	6,646,252	4,994,444	未決済為替借	87,684	92,484
その他の資産	3,568,751	3,299,225	未払費用	176,880	163,615
未決済為替貸	23,715	31,437	給付補填備金	11,632	10,725
全信組連出資金	2,590,000	2,590,000	未払法人税等	45,543	11,670
前払費用	—	—	前受収益	101,286	85,299
未収収益	322,384	374,832	払戻未済金	1,570,795	999,002
その他の資産	632,651	302,954	職員預り金	205,857	190,129
有形固定資産	7,281,230	7,553,410	リース債務	6,664	1,741
建物	1,503,997	1,435,884	資産除去債務	42,232	42,961
土地	5,095,355	5,069,049	その他の負債	27,465	30,289
リース資産	6,436	1,657	賞与引当金	54,973	49,948
建設仮勘定	—	90,310	偶発損失引当金	26,657	41,447
その他の有形固定資産	675,441	956,508	その他の引当金	54,512	8,254
無形固定資産	87,272	91,881	繰延税金負債	5,699	14,770
その他の無形固定資産	87,272	91,881	再評価に係る繰延税金負債	275,526	274,516
繰延税金資産	—	—	債務保証	659,390	527,537
債務保証見返	659,390	527,537	負債の部合計	395,805,126	416,080,173
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ 18,380,190 (△ 14,992,136)	△ 6,197,278 (△ 4,278,583)	(純資産の部)		
その他の引当金	△ 1,045	△ 1,011	出資金	36,300,448	35,316,806
			普通出資金	7,400,448	6,416,806
			優先出資金	28,900,000	28,900,000
			利益剰余金	△ 21,057,761	△ 23,917,134
			利益準備金	—	—
			その他利益剰余金	△ 21,057,761	△ 23,917,134
			特別積立金	—	—
			当期末処理損失金	21,057,761	23,917,134
			組合員勘定合計	15,242,686	11,399,671
			その他有価証券評価差額金	14,972	38,803
			土地再評価差額金	568,655	566,003
			評価・換算差額等合計	583,627	604,806
			純資産の部合計	15,826,314	12,004,478
資産の部合計	411,631,440	428,084,651	負債及び純資産の部合計	411,631,440	428,084,651

※ 貸借対照表の注記事項は、20・21ページに記載しております。

貸借対照表の注記事項

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
- ただし、旧甲府中央信用組合、旧谷村信用組合は、土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づく、事業用の土地の再評価は行っておりません。
- (1) 旧美駒信用組合の土地の再評価
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 505百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 861百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）
第2条第3号に定める固定資産課税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出し再評価を行いました。なお、同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額は△596百万円であります。
- (2) 旧やまなか信用組合の土地の再評価
再評価を行った年月日 平成11年3月25日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 574百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 1,055百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の所在地により次のいずれかの方法により評価額を算出しております。
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）
第2条第3号（固定資産課税評価額に合理的な調整を行って算定する方法）又は第2条第4号（地価税の課税対象価格（路線価）に合理的な調整を行って算定する方法）による。
なお、同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額は△751百万円であります。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 15年～50年
その他 3年～20年
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当の基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にならないが、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,024百万円であります。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に属する額を計上しております。
9. 当組合は、複数事業主（金融組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）
年金資産の額 326,130百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 282,169百万円
差引額 43,960百万円
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(自 平成31年4月 至 令和2年3月)
2.175%
- (3) 補足説明
年金財政計算上の過去勤務債務残高は、20,484百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間12年の元利均等償却であり、当組合は、当期の財務諸表上、基本掛金、基本特別掛金、加算掛金の合計額122百万円を費用処理しております。
なお、上記(2)の割合は、当組合の実際の負担割合とは一致しません。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を睡眠預金払戻損失引当金として、その他の引当金に計上しております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 50百万円

14. 有形固定資産の減価償却累計額 9,193百万円

15. 貸出金のうち、破綻先債権額は198百万円、延滞債権額は11,653百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

16. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は21百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

17. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は981百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

18. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は12,855百万円であります。

なお、15.から18.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、429百万円であります。

20. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	25,600百万円
	有価証券	17,300百万円
	借用金	17,800百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のため30,163百万円を担保として提供しております。

21. 出資1口当たりの純資産額 △2,633円01銭

22. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的・純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資関係部により行われ、また、定期的に経営陣を含めた審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、信用リスクの管理状況については、融資部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部（資金課）が、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において金利リスクを把握・確認のうえ、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には、総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ベースでALM委員会に報告しております。

- (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理方針に基づき、「市場リスク管理規程」及び「資金運用規程」に従い、行っております。

総合企画部（資金課）では、市場運用商品の運用を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

- (iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、及び「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債のリスク量をVaRにより計測し、そのリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理を行っております。VaRによる計測にあたっては、保有期間1年、信頼区間99%、観測期間2年により算出しており、当事業年度末現在のリスク量は、2,372百万円です。

- ④ 資金調達による流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短のバランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。（注2参照）

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金(*1)	152,465	152,727	261
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	10,278	10,326	48
その他有価証券	44,699	44,699	—
(3)貸出金(*1)	199,962	—	—
貸倒引当金(*2)	△ 6,178	—	—
	193,783	199,579	5,795
金融資産計	401,226	407,332	6,105
(1)預金積金(*1)	395,678	395,875	197
(2)借用金(*3)	17,857	17,857	—
金融負債計	413,535	413,732	197

(* 1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(* 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(* 3) 借用金の「時価」には、帳簿価格を「時価」として記載しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

【金融資産】

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの帳簿価額

② ①以外については、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

【金融負債】

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、種類ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借用金

借用金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(注3) 有価証券に対する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券(単位：百万円)

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

貸借対照表計上額	時価	差額
国 債	—	—
地 方 債	—	—
社 債	5,297	5,330
そ の 他	2,605	2,625
小 計	7,902	7,955
		53

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

貸借対照表計上額	時価	差額
国 債	—	—
地 方 債	—	—
社 債	861	860
そ の 他	1,514	1,510
小 計	2,375	2,371
		△ 4
合 計	10,278	10,326
		48

(注) 1. 時価は当該事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 満期保有目的の債券で時価があるもののうち、当該有価証券の時価の下落率が30%以上50%未満で、債券格付がBB以下に低下しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を減損処理しております。減損処理額は、38百万円であります。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
株 式	45	35
債 券	19,069	18,920
国 債	4,593	4,519
地 方 債	—	—
社 債	14,476	14,400
そ の 他	1,503	1,499
小 計	20,619	20,455
		163

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
株 式	—	—
債 券	22,482	22,590
国 債	4,441	4,487
地 方 債	—	—
社 債	18,041	18,102
そ の 他	1,597	1,600
小 計	24,079	24,190
		△ 110
合 計	44,699	44,645
		53

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式について当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

25. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当期中に売却したその他有価証券は次の通りであります。

売却額	売却益	売却損
172百万円	－百万円	127百万円

27. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	6,660	11,196	10,386	17,535
国 債	—	—	—	9,034
地 方 債	—	—	—	—
社 債	6,660	11,196	10,386	8,500
そ の 他	1,299	4,807	1,113	—
合 計	7,960	16,004	11,499	17,535

28. 当座貸越契約及び貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,933百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他の相手の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒否又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

損益計算書の注記事項

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純損失 386円62銭

3. 固定資産の減損による会計基準の適用に伴い、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失(千円)
甲府市内	遊休資産	土地、建物	1,324
甲府市外	営業用店舗、遊休資産	土地、建物、その他の有形固定資産	31,858
合 計			33,182

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産をグローバルの最小単位としております。本部、研修センター、厚生施設等については独立したキャッシュフローを生み出さないことから共用資産としております。

当期においては、継続的に地価が下落したこと、および店舗の統廃合計画に伴い、双葉支店・御駒使支店について、店舗の帳簿価額を回収可能な額まで減額したことなどにより、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。

回収可能価額は主に正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づいて算定しております。

4. 「その他の特別利益」に系統中央機関である全国信用協同組合連合会からの資金贈与として4,100百万円を計上しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度	科目	令和元年度	令和2年度
経常収益	5,988,495	5,971,127	特別利益	5,452,821	4,132,397
資金運用収益	4,635,606	4,195,942	固定資産処分益	49,498	30,000
貸出金利息	4,127,216	3,650,504	その他の特別利益	5,403,322	4,102,397
預け金利息	167,412	209,898	特別損失	145,085	106,285
有価証券利息配当金	262,342	259,343	固定資産処分損	622	58,739
その他の受入利息	78,634	76,196	減損損失	5,515	33,182
役務取引等収益	353,294	335,542	その他の特別損失	138,947	14,363
受入為替手数料	155,930	145,049	税引前当期純利益	△ 4,308,423	△ 2,902,579
その他の役務収益	197,364	190,493	法人税・住民税及び事業税	17,699	△ 39,545
その他業務収益	10,456	10,393	法人税等調整額	—	△ 1,009
国債等債券売却益	—	—	法人税等合計	17,699	△ 40,554
国債等債券償還益	—	—	当期純利益	△ 4,326,122	△ 2,862,024
その他の業務収益	10,456	10,393	繰越金（当期首残高）	△ 16,731,638	△ 21,057,761
その他経常収益	989,138	1,429,249	土地再評価差額金取崩額	—	2,651
償却債権取立益	41,598	390,590	当期末処理損失金	21,057,761	23,917,134
株式等売却益	—	—			
その他の経常収益	947,540	1,038,658			

※ 損益計算書の注記事項は、21ページに記載しております。

損失金処理計算書

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度
当期末処理損失金	21,057,761	23,917,134
	—	—
繰越金（当期末残高）	△ 21,057,761	△ 23,917,134

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第68期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び損失金処理計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月7日

山梨県民信用組合

理事長 南 邦 男

科目	令和元年度	令和2年度
経常費用	3,692,188	3,196,939
人件費	2,154,491	1,812,533
物件費	1,377,440	1,290,629
税金	160,255	93,776
その他経常費用	11,261,387	8,951,215
貸倒引当金繰入額	5,321,587	1,574,581
貸出金償却	237,014	1,324,374
株式等売却損	—	—
株式等償却	75,821	—
その他資産償却	5	4
その他の経常費用	5,626,958	6,052,254
経常利益	△ 9,616,159	△ 6,928,691

法定監査の状況

当組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、「貸借対照表」「損益計算書」「損失金処理計算書」等につきまして、会計監査人である監査法人コスモスの監査を受けております。
--

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区分	第64期 平成28年度	第65期 平成29年度	第66期 平成30年度	第67期 令和元年度	第68期 令和2年度
業務純益	1,923,692	894,918	△ 7,546	△ 973,388	2,062,633
経常収益	7,601,955	5,769,038	5,563,525	5,988,495	5,971,127
経常利益	△ 1,195,596	△ 2,494,129	△ 12,416,242	△ 9,616,159	△ 6,928,691
当期純利益	△ 2,103,601	△ 2,214,572	△ 6,683,751	△ 4,326,122	△ 2,862,024
預金積金残高	391,741,251	391,290,024	387,892,819	386,783,638	395,678,395
貸出金残高	290,481,017	285,014,963	244,198,964	205,768,847	199,962,313
有価証券残高	34,243,785	48,267,859	53,401,224	53,733,883	55,215,477
総資産額	431,942,880	429,756,696	420,065,691	411,631,440	428,084,651
純資産額	33,558,011	30,737,585	21,851,530	15,826,314	12,004,478
自己資本比率(単体)	15.39 %	13.31 %	10.43 %	8.88 %	7.57 %
出資総額	41,166,265	40,324,123	37,868,311	36,300,448	35,316,806
出資総口数	18,216,265 口	17,374,123 口	14,918,311 口	13,350,448 口	12,366,806 口
出資に対する配当率及び配当金	－ % －	－ % －	－ % －	－ % －	－ % －
職員数	494人	461人	424人	362人	316人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出してあります。

経理・経営内容

経費の内訳

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度
人件費	2,154,491	1,812,533
報酬給料手当	1,675,546	1,433,676
退職給付費用	209,007	174,178
その他の	269,937	204,677
物件費	1,377,440	1,290,629
事務費	589,308	565,741
固定資産費	307,334	287,531
事業費	89,720	62,865
人事厚生費	37,388	18,432
減価償却費	227,356	234,286
その他の	126,332	121,772
税金	160,255	93,776
経費合計	3,692,188	3,196,939

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度
資金運用収益	4,635,606	4,195,942
資金調達費用	150,422	126,302
資金運用収支	4,485,184	4,069,639
役務取引等収益	353,294	335,542
役務取引等費用	496,786	456,558
役務取引等収支	△ 143,492	△ 121,015
その他業務収益	10,456	10,393
その他業務費用	3,870	168,804
その他の業務収支	6,586	△ 158,410
業務粗利益	4,348,277	3,790,213
業務粗利益率	1.03%	0.87%
業務純益	△ 973,388	2,062,633
実質業務純益	656,089	593,273
コア業務純益	656,399	759,770
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	656,399	759,770

総資産利益率

(単位：%)

区分	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	△ 2.30	△ 1.59
総資産当期純利益率	△ 1.03	△ 0.66

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$$

$$3. \text{業務純益} = \text{業務収益} - (\text{業務費用} - \text{金銭の信託運用見合費用})$$

$$4. \text{実質業務純益} = \text{業務純益} + \text{一般貸倒引当金繰入額}$$

$$5. \text{コア業務純益} = \text{実質業務純益} - \text{国債等債券損益}$$

経理・経営内容

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高 (百万円)	利 息 (千円)	利回り (%)
資金運用勘定	令和元年度	421,237	4,635,606	1.10
	令和2年度	433,734	4,195,942	0.96
う ち 貸 出 金	令和元年度	229,524	4,127,216	1.79
	令和2年度	205,499	3,650,504	1.77
う ち 預 け 金	令和元年度	135,616	167,412	0.12
	令和2年度	172,520	209,898	0.12
う ち 有 価 証 券	令和元年度	53,501	262,342	0.49
	令和2年度	53,118	259,343	0.48
資金調達勘定	令和元年度	393,362	150,422	0.03
	令和2年度	415,911	126,302	0.03
う ち 預 金 積 金	令和元年度	387,392	148,728	0.03
	令和2年度	402,928	133,297	0.03
う ち 譲渡性預金	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
う ち 借 用 金	令和元年度	5,718	—	—
	令和2年度	12,770	△ 8,121	△ 0.06

受取利息及び支払利息の増減 (単位:千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
受取利息の増減	△ 413,910	△ 439,664
支払利息の増減	△ 9,106	△ 24,119

総資金利鞘等 (単位: %)

区 分	令和元年度	令和2年度
資金運用利回り(a)	1.10	0.96
資金調達原価率(b)	0.97	0.79
総資金利鞘(a) - (b)	0.13	0.17

預貸率及び預証率 (単位: %)

区 分	令和元年度	令和2年度
預 貸 率	(期末)	53.20
	(期中)	59.24
預 証 率	(期末)	13.89
	(期中)	13.81

役務取引の状況 (単位:千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
役務取引等収益	353,294	335,542
受入為替手数料	155,930	145,049
その他の受入手数料	194,871	188,569
その他の役務取引等収益	2,492	1,923
役務取引等費用	496,786	456,558
支払為替手数料	91,482	84,176
その他の支払手数料	337,867	308,533
その他の役務取引等費用	67,436	63,847

1店舗当たりの預金及び貸出金残高 (単位:百万円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
1店舗当たりの預金残高	10,453	10,991
1店舗当たりの貸出金残高	5,561	5,554

職員1人当たりの預金及び貸出金残高 (単位:百万円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
職員1人当たりの預金残高	1,068	1,252
職員1人当たりの貸出金残高	568	632

その他業務収益 (単位:千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	10,456	10,393
その他業務収益合計	10,456	10,393

資金運用（貸出金）

貸出金種類別平均残高（単位：百万円、%）

科 目	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	1,147	0.50	599	0.29
手形貸付	27,547	12.00	18,875	9.18
証書貸付	194,188	84.60	180,545	87.85
当座貸越	6,640	2.89	5,478	2.66
合 計	229,524	100.00	205,499	100.00

貸出金使途別残高（単位：百万円、%）

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	126,143	61.30	131,308	65.66
設備資金	79,625	38.69	68,654	34.33
合 計	205,768	100.00	199,962	100.00

消費者ローン・住宅ローン残高（単位：百万円、%）

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	7,694	29.98	6,521	28.33
住宅ローン	17,962	70.01	16,491	71.66
合 計	25,656	100.00	23,012	100.00

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額（単位：百万円、%）

区 分	金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和元年度末	5,625	2.73
	令和2年度末	4,355	2.17
有価証券	令和元年度末	56	0.02
	令和2年度末	52	0.02
動産	令和元年度末	1,521	0.73
	令和2年度末	1,439	0.71
不動産	令和元年度末	104,141	50.61
	令和2年度末	76,155	38.08
その他	令和元年度末	174	0.08
	令和2年度末	77	0.03
小計	令和元年度末	111,518	54.19
	令和2年度末	82,079	41.04
信用保証協会・信用保険	令和元年度末	11,547	5.61
	令和2年度末	38,060	19.03
保証	令和元年度末	15,654	7.60
	令和2年度末	14,359	7.18
信用	令和元年度末	67,047	32.58
	令和2年度末	65,462	32.73
合計	令和元年度末	205,768	100.00
	令和2年度末	199,962	100.00

貸出金業種別残高・構成比（単位：百万円、%）

業種別	令和元年度末		令和2年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	15,164	7.36	15,799	7.90
農業、林業	4,521	2.19	3,656	1.82
漁業	6	0.00	5	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	287	0.13	340	0.17
建設業	20,193	9.81	21,139	10.57
電気、ガス、熱供給、水道業	1,889	0.91	1,981	0.99
情報通信業	498	0.24	464	0.23
輸送業、郵便業	4,602	2.23	6,107	3.05
卸売業、小売業	13,855	6.73	14,582	7.29
金融業、保険業	478	0.23	568	0.28
不動産業	29,884	14.52	24,395	12.20
物品賃貸業	1,314	0.63	1,435	0.71
学術研究、専門・技術サービス業	5	0.00	44	0.02
宿泊業	2,090	1.01	1,588	0.79
飲食業	3,486	1.69	2,665	1.33
生活関連サービス業、娯楽業	453	0.22	354	0.17
教育、学習支援業	154	0.07	154	0.07
医療、福祉	862	0.41	1,327	0.66
その他のサービス	17,174	8.34	19,762	9.88
その他の産業	1,393	0.67	1,309	0.65
小計	118,315	57.49	117,684	58.85
地方公共団体 個人（住宅・消費・納税資金等）	45,492 41,960	22.10 20.39	47,910 34,366	23.95 17.18
合計	205,768	100.00	199,962	100.00

資金運用（貸出金）

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円)

区分		残高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(%) (B+C)/(A)
破綻先債権	令和元年度 令和2年度	5,632 198	2,472 149	3,160 48	100.00 100.00
延滞債権	令和元年度 令和2年度	20,292 11,653	7,746 4,883	11,664 4,219	95.65 78.11
3ヶ月以上延滞債権	令和元年度 令和2年度	14 21	5 13	2 4	51.23 87.87
貸出条件緩和債権	令和元年度 令和2年度	399 981	152 359	63 217	54.18 58.76
合計	令和元年度 令和2年度	26,338 12,855	10,376 5,406	14,890 4,490	95.93 76.98

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（上記1. および2. を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ～3. を除く）です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/(A)」は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てる個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円)

区分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率(%) (D)/(A)	貸倒引当金 引当率(%) (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度 令和2年度	19,667 3,392	8,029 1,679	11,637 1,713	19,667 3,392	100.00 100.00	100.00 100.00
危険債権	令和元年度 令和2年度	6,589 8,523	2,271 3,407	3,353 2,564	5,625 5,972	85.37 70.07	77.68 50.13
要管理債権	令和元年度 令和2年度	413 1,002	100 373	65 222	166 595	40.26 59.37	21.04 35.27
不良債権計	令和元年度 令和2年度	26,670 12,918	10,402 5,460	15,057 4,500	25,459 9,960	95.46 77.10	92.55 60.33
正常債権	令和元年度 令和2年度	180,216 187,743					
合計	令和元年度 令和2年度	206,886 200,662					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

資金運用（貸出金）

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区分	令和元年度		令和2年度	
	金額	増減額	金額	増減額
一般貸倒引当金	3,388	1,629	1,918	△ 1,469
個別貸倒引当金	14,992	△ 4,059	4,278	△ 10,713
合計	18,380	△ 2,429	6,197	△ 12,182

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので、「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金償却額

(単位：百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	237	1,324

資金運用（有価証券）

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	令和元年度末	—	—	3,108
	令和2年度末	—	—	9,034
地方債	令和元年度末	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—
短期社債	令和元年度末	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—
社債	令和元年度末	7,300	13,672	8,078
	令和2年度末	6,660	11,196	10,386
株式	令和元年度末	273	—	—
	令和2年度末	284	—	—
外国証券	令和元年度末	5,300	5,597	1,607
	令和2年度末	1,299	4,807	1,113
その他の証券	令和元年度末	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—
合計	令和元年度末	12,874	19,269	9,685
	令和2年度末	8,244	16,004	11,499

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	3,015	5.63	4,913	9.25
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	36,795	68.77	38,520	72.51
株式	348	0.65	273	0.51
外国証券	13,342	24.93	9,410	17.71
その他の証券	—	—	—	—
合計	53,501	100.00	53,118	100.00

(注) 当組合は、商品有価証券を保有していません。

有価証券、金銭の信託等取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：百万円)

区分	令和元年度末			令和2年度末		
	取得価格又は契約価格	時価	評価損益	取得価格又は契約価格	時価	評価損益
有価証券	53,713	53,717	4	55,161	55,264	102
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
デリバティブ等商品	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「時価」欄は、時価のあるものについては市場価格等に基づく期末日時価、それ以外のものは帳簿価格です。詳細につきましては、貸借対照表の注記をご参照ください。
2. デリバティブ等商品の取り扱いはありません。

資金調達

預金種目別平均残高 (単位:百万円、%)

種 目	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	116,125	29.97	141,611	35.14
定期性預金	271,266	70.02	261,317	64.85
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	387,392	100.00	402,928	100.00

預金者別預金残高 (単位:百万円、%)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	314,064	81.19	319,004	80.62
法人	72,719	18.80	76,673	19.37
一般法人等	37,820	9.77	56,107	14.17
金融機関	103	0.02	15	0.00
公金	34,796	8.99	20,551	5.19
合 計	386,783	100.00	395,678	100.00

財形貯蓄残高 (単位:百万円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
財形貯蓄残高	1,304	1,280

定期預金種類別残高 (単位:百万円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
固定金利預金	250,458	230,616
変動金利預金	95	94
合 計	250,553	230,710

その他業務

代理貸付業務の内訳 (単位:百万円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
全国信用協同組合連合会	224	178
(株)商工組合中央金庫	150	144
(株)日本政策金融公庫	197	158
(株)住宅金融支援機構	8,102	7,774
財年金住宅福祉協会	66	49
その他の	96	69
合 計	8,837	8,374

内国為替取扱実績 (単位:百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額
送金	218,513	149,690	203,013	173,184
振込	416,691	215,910	431,678	215,238

当組合の子会社

該当ありません

国際業務 (単位:千ドル)

【外国為替取扱高】

区 分	令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額
貿易	52	1,204	45	1,816
貿易外	33	418	15	282

証券業務

【公共債引受業務】…… 該当事項はありません

【公共債窓販業務】…… 該当事項はありません

【外貨建資産残高】…… 該当事項はありません

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	15,242	11,399
うち、出資金及び資本剰余金の額	36,300	35,316
うち、利益剰余金の額	△ 21,057	△ 23,917
うち、外部流出予定額(△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,355	1,918
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,355	1,918
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	17,597	13,318
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	63	66
うち、のれんに係るもの	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	63	66
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	63	66
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	17,534	13,251

項目	令和元年度	令和2年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	188,403	166,724
資産（オン・バランス）項目	187,997	166,434
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポート	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス等取引項目	405	289
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央清算機関連エクスポートに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーションル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	8,843	8,219
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	197,247	174,944
自己資本比率		
自己資本比率（(一)/(二)）	8.88	7.57

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出してあります。なお、当組合は国内基準により算出してあります。

● 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客様からお預りしている普通出資金、上部団体である全国信用協同組合連合会からの優先出資金および利益剰余金等が該当します。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。これらの発行主体はいずれも当組合であります。

区分	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 (百万円)	配当率
普通出資	7,400	—
非累積的永久優先出資	1,000	(配当率) 5年物円金利スワップレート + 0.7%
〃	5,400	(配当率) 5年物円金利スワップレート + 0.7%
〃	22,500	(配当率) 12ヶ月円TIBORレート + 1.54%

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	188,403	7,536	166,724	6,668
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスボージャー	188,403	7,536	166,724	6,668
(i) ソブリン 向け	1,219	48	1,007	40
(ii) 金融機関向け	34,478	1,379	32,468	1,298
(iii) 法人等向け	39,704	1,588	37,585	1,503
(iv) 中小企業等・個人向け	35,688	1,427	32,606	1,304
(v) 抵当権付住宅ローン	2,694	107	2,398	95
(vi) 不動産取得等事業向け	33,586	1,343	29,298	1,171
(vii) 三月以上延滞等	7,683	307	903	36
(viii) 出資等	278	11	278	11
出資等のエクスボージャー	278	11	278	11
重要な出資等のエクスボージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスボージャー	15,287	611	15,286	611
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスボージャー	2,590	103	2,590	103
(xi) その他の	15,192	607	12,300	492
② 証券化エクスボージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャー	—	—	—	—
⑤ ポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関連エクスボージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	8,843	353	8,219	328
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	197,247	7,889	174,944	6,997

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスボージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスボージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。

5. 上記の「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスボージャーです。具体的には、取立未済手形、名寄せ後1億円超のエクスボージャーなどが含まれます。

6. オペレーションナル・リスクは、基礎的手法を採用しています。

<オペレーションナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益} (\text{直近3年間のうち正の値の合計額}) \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

● 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、所要自己資本額を大幅に上回っており経営の健全性・安全性に問題はありません。

また、将来の自己資本充実策につきましては、年度毎の事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本積上げを第一義的施策として考えております。

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 <業種別・地域別・残存期間別>

エクspoージャー区分		信用リスクエクspoージャー期末残高						三月以上延滞 エクspoージャー		
		貸出金、貸出金に準 する資産、コミット メント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引				
業種区分	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
期間区分	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	21,944	22,663	16,240	16,558	5,704	6,105	—	—	2,729	209
農業、林業	5,042	4,126	5,042	4,126	—	—	—	—	592	80
漁業	7	5	7	5	—	—	—	—	1	—
鉱業、採石業、砂利採取業	972	1,025	571	625	400	400	—	—	30	—
建設業	22,660	24,067	21,859	22,566	800	1,501	—	—	2,417	302
電気、ガス、熱供給、水道業	3,209	4,322	2,008	2,119	1,201	2,203	—	—	46	6
情報通信業	1,500	1,366	499	465	1,000	900	—	—	137	7
運輸業、郵便業	5,734	7,392	5,134	6,492	600	900	—	—	297	5
卸売業、小売業	19,832	20,311	15,425	15,503	4,407	4,808	—	—	2,348	132
金融業、保険業	22,467	15,062	508	617	21,958	14,444	—	—	—	—
不動産業	41,458	33,316	31,946	25,745	9,512	7,570	—	—	3,215	194
物品賃貸業	1,314	1,435	1,314	1,435	—	—	—	—	51	—
学術研究、専門・技術サービス業	5	44	5	44	—	—	—	—	1	0
宿泊業	2,115	1,608	2,115	1,608	—	—	—	—	94	1
飲食業	4,130	3,094	4,130	3,094	—	—	—	—	537	42
生活関連サービス業、娯楽業	569	955	569	355	—	600	—	—	115	0
教育、学習支援業	154	254	154	154	—	100	—	—	—	—
医療、福祉	1,163	1,728	863	1,328	300	400	—	—	—	—
その他のサービス	25,752	29,129	21,147	23,124	4,605	6,004	—	—	1,996	216
その他の産業	1,470	1,363	1,470	1,363	—	—	—	—	56	0
国・地方公共団体等	48,701	57,151	45,685	48,140	3,015	9,011	—	—	—	—
個人	30,183	25,186	30,183	25,186	—	—	—	—	3,250	286
その他	168,691	177,653	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	429,084	433,265	206,886	200,662	53,506	54,950	—	—	17,920	1,485
国内	416,543	426,037	206,886	200,662	40,965	47,721	—	—	17,920	1,485
国外	12,541	7,228	—	—	12,541	7,228	—	—	—	—
地域別合計	429,084	433,265	206,886	200,662	53,506	54,950	—	—	17,920	1,485
1年以下	70,766	42,570	58,151	34,604	12,615	7,966	—	—	—	—
1年超3年以下	31,796	22,285	19,587	15,075	12,209	7,210	—	—	—	—
3年超5年以下	27,799	28,495	20,681	19,683	7,117	8,812	—	—	—	—
5年超7年以下	23,176	24,430	19,855	17,509	3,321	6,921	—	—	—	—
7年超10年以下	37,090	62,857	30,683	58,253	6,407	4,604	—	—	—	—
10年超	66,788	72,403	56,859	54,873	9,929	17,529	—	—	—	—
期間の定めのないもの	171,666	180,222	1,068	663	1,906	1,906	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	429,084	433,265	206,886	200,662	53,506	54,950	—	—	17,920	1,485

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクspoージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクspoージャーです。
4. 地域別に記載されております国外のエクspoージャーには、当組合の保有している外国債券等を記載しております。
5. CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金の内訳（27ページ）をご参照ください

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度		
製造業	2,229	1,849	1,849	459	1,069	1,658	1,160	186	1,849	459	34 76	
農業、林業	319	285	285	18	41	274	278	11	285	18	— 100	
漁業	1	1	1	—	—	1	1	—	1	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	5	7	7	232	—	7	5	—	7	232	— 12	
建設業	1,844	2,186	2,186	533	772	1,915	1,071	270	2,186	533	77 164	
電気、ガス、熱供給、水道業	9	18	18	—	—	18	9	—	18	—	— 14	
情報通信業	11	22	22	42	6	17	4	5	22	42	—	
運輸業、郵便業	230	197	197	358	71	134	159	63	197	358	—	
卸売業、小売業	2,978	2,114	2,114	572	1,084	1,943	1,893	170	2,114	572	58 98	
金融業、保険業	—	—	—	16	—	—	—	—	—	16	—	
不動産業	4,047	2,640	2,640	463	1,898	2,618	2,148	22	2,640	463	— 407	
物品賃貸業	48	47	47	—	—	47	48	—	47	—	— 1	
学術研究、専門・技術サービス業	1	1	1	—	—	—	1	—	1	—	—	
宿泊業	510	283	283	—	401	283	108	—	283	—	— 1	
飲食業	1,481	1,384	1,384	150	155	1,368	1,325	15	1,384	150	— 18	
生活関連サービス業、娯楽業	63	89	89	—	—	89	63	—	89	—	—	
教育、学習支援業	—	—	—	37	—	—	—	—	—	37	—	
医療、福祉	46	—	—	—	46	—	—	—	—	—	—	
その他のサービス業	1,417	1,201	1,201	687	540	1,104	876	102	1,201	687	1 314	
その他の産業	56	33	33	—	18	33	38	0	33	—	—	
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	3,748	2,626	2,626	703	1,645	2,240	2,103	386	2,626	703	60 110	
その他	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	4 3	
合計	19,051	14,992	14,992	4,278	7,751	13,757	11,300	1,234	14,992	4,278	237 1,324	

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	58,245	—	103,342
10%	—	13,253	—	10,927
20%	16,744	155,789	12,131	153,602
35%	—	7,618	—	6,781
50%	16,316	15,685	19,620	3,052
75%	—	45,913	—	42,426
100%	1,802	88,990	1,965	73,094
150%	—	2,584	—	180
250%	—	6,138	—	6,140
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	34,864	394,220	33,717	399,548

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておりません。

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

● リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消滅し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクと認識のうえ、与信業務の基本的理念や体制・手法等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築するよう努めています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、資産の自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理などの分析に注力しております。

また、個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し相互に牽制が働く体制としています。さらに、案件に応じて審査会および理事会等において合議するなど二重三重のチェックを行う審査体制となっております。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部署がかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な管理態勢を構築しております。

貸倒引当金は、「資産自己査定基準」および「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出しております。

また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先については、担保・保証等を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づき算出し、実質破綻先および破綻先については、債権額から取立て不能見込額として損失処理した額を除き、さらに担保・保証等を除いた未保全額に対して引当を行っております。なお、それぞれの結果については公認会計士の外部監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

● リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

◇株式会社格付投資情報センター（R&I） ◇ムーディーズ・インベスター・サービス・インク（Moody's）
◇株式会社日本格付研究所（JCR） ◇スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	6,049	4,981	5,014	4,278	—	—
①ソブリン向け		—	—	—	—	—	—
②金融機関向け		—	—	—	—	—	—
③法人等向け		1,038	416	82	14	—	—
④中小企業等・個人向け		4,329	3,664	4,582	3,916	—	—
⑤抵当権付住宅ローン		42	10	259	235	—	—
⑥不動産取得等事業向け		513	566	33	53	—	—
⑦三月以上延滞等		14	4	19	22	—	—
⑧出資等		—	—	—	—	—	—
⑨その他		109	318	38	36	—	—

(注) 1. 適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示22号）第45号（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクspoージャー）を含みません。

3. 上記の「その他」とは、①～⑧に区分されないエクspoージャーです。具体的には、名寄せ後1億円超エクspoージャーなどが含まれます。

● 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当組合では、融資審査において、資金使途、財務内容、返済原資、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保および保証による保全措置は、あくまでも補完的な措置と考えており、担保や保証に過度に依存しない融資の推進態勢強化に取組んでおります。ただし、審査の結果、担保または保証が必要な場合は、お客様へ十分な説明を行い、ご理解をいただいたうえで、ご契約していただくなど、適切な取扱いに努めています。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、組合が定める融資事務取扱要領等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っております。

また、万が一お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金積金の相殺等を適用する場合がありますが、当組合が定める取扱要領等により適切な取扱いを行っております。

信用リスク削減手法には、自組合預金積金、上場株式、国、地方公共団体、一定以上の格付けが適格格付機関により付与されている法人による保証が該当します。そのうち、保証に関する信用度の評価については、住宅金融支援機構や政府関係機関の保証は、政府保証と同様に判定しております。また、法人による保証は、適格格付機関から付与されている格付けにより判定を行っております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクspoージャーの種類に偏ることなく分散されております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません

証券化工クスポートナーに関する事項

該当事項はありません

オペレーションリスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、オペレーションリスクを「業務の過程、役職員の活動、システムが不適切であること、または外生的な事象によることから当組合に生じる損失にかかるリスク」と認識しています。

当組合は、オペレーションリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに区分し、リスクの特定、洗い出しを行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

これらリスクに関しては、定期的に常勤理事に報告するなど、適切な管理に努めています。

● オペレーションリスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

出資等エクスポートナーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	35	35	45	45
非上場株式等	2,833	2,833	2,833	2,833
合計	2,868	2,868	2,878	2,878

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポートナー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポートナーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

(2) 出資等エクスポートナーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
売却益	—	—
売却損	—	127
償却	75	38

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポートナー（いわゆるファンド）にかかる売買損益は含まれておりません。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	—	10

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項はありません

● 出資その他これに類するエクスポートナー又は株式等エクスポートナーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び一定の下落を想定したストレステスト等によるリスク計測・リスク分析によって把握しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、その他事業組合等への出資金に関しては、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施し、適切なリスク管理に努めています。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項はありません

金利リスクに関する事項

<銀行勘定の金利リスク (IRRBB) >

(単位：百万円)

項 番		△EVE		△NII	
		令和元年度末	令和2年度末	令和元年度末	令和2年度末
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	2,957	5,124	442	586
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	0	0	1,608	1,566
3	ス テ イ 一 プ 化	1,507	3,415		
4	フ ラ ッ ツ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	2,957	5,124	1,608	1,566
		令和元年度末		令和2年度末	
8	自 己 資 本 の 額		17,534		13,251

(注)「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正を受け、平成31年3月末から△EVE、令和2年3月末から△NIIを開示しております。

※△EVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるもの、△NIIは金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

● リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変化によって受ける期間損益や資産価値への影響をいいますが、当組合においては、その影響度合に対して定期的に分析および報告するなど金利リスク管理態勢の強化を図っております。

具体的には、一定の金利ショックによる金利リスク量をALM（資産と負債の総合的管理）システム等により定期的に計測し、ALM部会において分析・評価を行い、経営陣を中心としたALM委員会に報告のうえ協議検討を行うなど、資産と負債の最適化に向けたリスクのコントロールに努めております。

用語の解説

用語	解説
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクのことです。
市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクのことです。
金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことです。
オペレーションル・リスク	信用組合の業務上において、不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことです。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。
ALM	ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法のことです。
リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）に対し、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産額のことです。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標のことであり、自己資本比率規制においてリスク・アセットを算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる率のことで、率が高いものほどリスクが高いことを意味します。
エクスポート	リスクにさらされている資産のことを指しており、具体的には、貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

各種お問い合わせ先

ご意見・ご相談等について

■お客様相談室

0120-117-786

FAX : 055-222-1517

E-mail : yks-e301@yamanashikenmin.shinkumi.jp

■受付時間 平日 9:00～17:15

個人情報の取扱いについて

■お客様相談室

0120-117-786

FAX : 055-222-1517

E-mail : yks-e301@yamanashikenmin.shinkumi.jp

■受付時間 平日 9:00～17:15

キャッシュカード等の盗難・紛失について

営業時間外は下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

■信組ATMセンター

TEL : 047-498-0151 (通話料がかかります)

■受付時間 原則 24時間365日受付けます。

※ただし、第2・第4日曜日の前日 23:45～当日 7:00までは、システムメンテナンスのためお取扱いできません。

※平日8:30～17:15までは、各お取引店でも承ります。

※紛失・盗難につきましては、警察署にもお届けください。

インターネットモバイルバンキングについて

■けんみん信組インターネットバンキングヘルプデスク

0120-565-657

■受付時間 平日 9:00～24:00

土・日・祝日 9:00～17:00

※1月1日～1月3日、5月3日～5月5日、12月31日はヘルプデスクの休止日となっております。

でんさいネットについて

■しんくみでんさいヘルプデスク

0120-230-605

■受付時間 平日 9:00～18:00

事業相談・個人向けローンや年金相談について

■総合相談センター『パートナーズ』

0120-732-711 (総合相談ダイヤル)**0120-487-652** (年金相談ダイヤル)

■受付時間 平日 9:00～17:15

『経営者保証に関するガイドライン』の適用等に関する苦情相談受付窓口

■フリーダイヤル

0120-305-338

■受付時間 平日 9:00～17:15

金融円滑化への取組み強化に関する苦情相談について

■フリーダイヤル

0120-305-338

■受付時間 平日 9:00～17:15

振り込み詐欺被害者救済法について

■お客様相談室

0120-117-786

■受付時間 平日 9:00～17:15

各開示項目は、下記のページに記載しております。

なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

◎印は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」で規定されております法定開示項目です。

ごあいさつ	2	【貸出金に関する指標】
経営理念・経営方針	2	貸出金種類別平均残高 * 25
【概況・組織】		担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 * 25
当組合の概要	1	貸出金利区分別残高 * 25
事業の組織（組織図） *	11	貸出金使途別残高 * 25
役員一覧（理事及び監事の氏名役職名） *	11	貸出金業種別残高・構成比 * 25
会計監査人の氏名又は名称 *	11	預貸率（期末・期中平均） * 24
沿革	11	消費者ローン・住宅ローン残高 25
営業地区のご案内	17	代理貸付残高の内訳 28
店舗一覧（事務所の名称・所在地） *	17	職員1人当たり貸出金残高 24
子会社の状況	28	1店舗当たり貸出金残高 24
総代会について	15～16	
報酬体系について	16	
【主要事業内容】		
主要な事業の内容 *	12	商品有価証券の種類別平均残高 * 取扱いなし
信用組合の代理業者 *	取扱いなし	有価証券の種類別平均残高 * 27
【業務に関する事項】		有価証券種類別残存期間別残高 * 27
事業の概況 *	3～4	預証率（期末・期中平均） * 24
経常収益 *	23	
業務純益	23	
経常利益（損失） *	23	
当期純利益（損失） *	23	
出資総額、出資総口数 *	23	
純資産額 *	23	
総資産額 *	23	
預金積金残高 *	23	
貸出金残高 *	23	
有価証券残高 *	23	
単体自己資本比率 *	23	
出資配当金 *	23	
職員数 *	23	
【主要業務に関する指標】		
業務粗利益及び業務粗利益率 *	23	
資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支 *	23	
資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、総資金利鞘 *	24	
受取利息、支払利息の増減 *	24	
役務取引の状況	24	
その他業務収益の内訳	24	
経費の内訳	23	
総資産経常利益率 *	23	
総資産当期純利益率 *	23	
【預金に関する指標】		
預金種目別平均残高 *	28	内国為替の取扱実績 28
預金者別預金残高	28	外国為替取扱高 28
財形貯蓄残高	28	公共債窓販業務 28
職員1人当たり預金残高	24	公共債引受け業務 28
1店舗当たり預金残高	24	
定期預金種類別残高 *	28	
【貸出金に関する指標】		
貸出金種類別平均残高 * 25		地域社会への取組み 5～10
担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 * 25		中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況 * 9～10
貸出金利区分別残高 * 25		各種お問い合わせ先 37
貸出金使途別残高 * 25		
貸出金業種別残高・構成比 * 25		
預貸率（期末・期中平均） * 24		
消費者ローン・住宅ローン残高 25		
代理貸付残高の内訳 28		
職員1人当たり貸出金残高 24		
1店舗当たり貸出金残高 24		
定期預金種類別残高 * 24		
【有価証券に関する指標】		
商品有価証券の種類別平均残高 * 取扱いなし		
有価証券の種類別平均残高 * 27		
有価証券種類別残存期間別残高 * 27		
預証率（期末・期中平均） * 24		
【経営管理体制に関する事項】		
法令遵守の体制 *	13	
適切な事務処理の実践について	13	
リスク管理の体制 *	12	
顧客保護等管理態勢	14	
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *	14	
【財産の状況】		
貸借対照表、損益計算書、		
剰余金処分（損失金処理）計算書 * 19～22		
リスク管理債権及び同債権に対する保全額 *	26	
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 ◎	26	
自己資本の充実の状況 *	29～36	
有価証券、金銭の信託等の評価 *	27	
外貨建資産残高	28	
貸倒引当金（期末残高・期中増減額） *	27	
貸出金償却の額 *	27	
財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	22	
会計監査人による監査 *	22	
【その他の業務】		
内国為替の取扱実績	28	
外国為替取扱高	28	
公共債窓販業務	28	
公共債引受け業務	28	
【その他】		
地域社会への取組み	5～10	
中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況 *	9～10	
各種お問い合わせ先	37	



うさみん

うさけん

山梨県民信用組合

本部 〒400-8691 山梨県甲府市相生一丁目2番34号
TEL(055) 228-5151(代表) FAX(055) 228-5106
<http://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp>



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
当組合は、持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。